

令和２年第２回せたな町議会定例会 第１号

令和２年６月１１日（木曜日）

○議事日程（第１号）

- １ 会議録署名議員の指名について
- ２ 会期の決定について
- ３ 諸般の報告
- ４ 行政報告
- ５ 一般質問
- ６ 報告第 １号 繰越明許費の繰越しについて（令和元年度せたな町一般会計予算）
- ７ 報告第 ２号 株式会社北檜山観光振興公社の経営状況について
- ８ 議案第 ８号 せたな町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について
- ９ 議案第 １号 令和２年度せたな町一般会計補正予算（第４号）
- １０ 議案第 ２号 令和２年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
- １１ 議案第 ３号 令和２年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
- １２ 議案第 ４号 令和２年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第２号）
- １３ 議案第 ５号 せたな町税条例の一部を改正する条例について
- １４ 議案第 ６号 せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- １５ 議案第 ７号 せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- １６ 議案第 ９号 せたな町介護保険条例の一部を改正する条例について
- １７ 議案第 １０号 土地の無償貸付について
- １８ 議案第 １１号 権利の放棄について
- １９ 諮問第 １号 人権擁護委員候補者の推薦について
- ２０ せたな町議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会設置について（正副委員長互選）
- ２１ 意見書案第 １号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「３０人以下学級」の実現に向けた意見書
- ２２ 意見書案第 ２号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- ２３ 意見書案第 ３号 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書
- ２４ 意見書案第 ４号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書
- ２５ 発議第 １号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

○出席議員（１２名）

1 番	吉 田	実 君	2 番	梶 田	道 廣 君
3 番	本 多	浩 君	4 番	橋 本	一 夫 君
5 番	熊 野	主 税 君	6 番	道 高	勉 君
7 番	大 湯	圓 郷 君	8 番	横 山	一 康 君
9 番	石 原	広 務 君	1 0 番	平 澤	等 君
1 1 番	菅 原	義 幸 君	1 2 番	真 柄	克 紀 君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高 橋	貞 光 君
教育委員会	教育長	成 田	円 裕 君
農業委員会	会長	原 田	喜 博 君
選挙管理委員会	委員長	大 坪	観 誠 君
代表監査委員	残 間		正 君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木	正 則 君
総 務 課 長	原	進 君
まちづくり推進課長	小 板 橋	司 君
財 政 課 長	佐 野	英 也 君
税 務 課 長	濱 登	幸 恵 君
町 民 児 童 課 長	濱 口	喜 秋 君
認 定 こ ど も 園 長	伊 藤	悦 子 君
保 健 福 祉 課 長	樋 口	靖 君
農 務 課 長	佐 藤	英 美 君
水 産 林 務 課 長	八 木	忠 義 君
建 設 水 道 課 長	平 田	大 輔 君
会 計 管 理 者	高 橋	純 君
国保病院事務局長	西 村	晋 悟 君
総 務 課 長 補 佐	小 林	和 仁 君
まちづくり推進課長補佐	阪 井	世 紀 君
財 政 課 長 補 佐	河 原	泰 平 君
税 務 課 長 補 佐	奥 村	大 樹 君

町民児童課長補佐	坂	谷	洋	二	君
保健福祉課長補佐	浜	高	正	明	君
保健福祉課長補佐	藤	谷	知	昭	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農務課長補佐	吉	田	有	哉	君
建設水道課長補佐	金	澤	喜	嗣	君
総務課主幹	中	山	康	春	君
まちづくり推進課主幹	松	原	孝	樹	君
まちづくり推進課主幹	伊	藤	哲	史	君
町民児童課主幹	黒	澤	美知	子	君
農務課主幹	斉	藤		真	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	桑	田	一	良	君
建設水道課主幹	鈴	木	涼	平	君
地域生活係長	岡	島	讓	二	君
防災係長	斉	藤	哲	章	君
情報管理係長	又	村		智	君
商工労働観光係長	撫	養	和	伯	君
農政係長	大	庭		啓	君

《大成総合支所》

支所長	杉	村		彰	君
次長	佐々木	正		人	君
主幹	藤	谷		希	君

《瀬棚総合支所》

支所長	神	田		昌	君
養護老人ホーム三杉荘所長	横	川		忍	君
次長	増	田	和	彦	君
福祉係長	稲	船	奈穂	子	君
産業係長	藤	井	卓	也	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	丹	羽		優	君
次長	古	畑	英	規	君
大成教育事務所長	杉	村	輝	明	君
主幹	長	内	解	人	君
主幹	尾	野	真	也	君

給食センター学校給食係長 山 崎 秀 人 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 西 田 良 子 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君

書 記 次 長 小 林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君

次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君

次 長 上 野 朋 広 君

主 事 原 田 翔 太 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達してございます。令和2年第2回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において9番、石原広務議員、10番、平澤等議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日と明日の2日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日と明日の2日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告を申し上げます。

1の令和元年度各会計決算状況についてでございますが、次のページの各会計決算状況をご覧になりながらお聞きをいただきたいと思います。

一般会計のほか特別会計10会計と公営企業である病院事業会計の合わせて12会計であります。はじめに一般会計では、執行率は歳入が100.23%、歳出は97.77%となる見込みであります。歳入歳出差引では2億2,651万9,981円となり、翌年度に繰り越すべき財源として、保育対策総合支援事業に係る27万1,650円を令和2年度に繰り越ししますので、実質収支額は2億2,624万8,331円となります。基金条例第4条第2項の規定により、この額から2分の1を下らない額を財政調整基金に積み立てすることとなりますので、1億2,624万8,331円を基金に積み立て、残り1億円を令和2年度に繰り越すこととしたものであります。

各特別会計の実質収支額については、記載の金額となっており、すべて翌年度に繰り越すこととしたものであります。

最後に病院事業会計では、収益的収支では、合計561万2,112円の純利益を見込んでおります。資本的収支につきましては、建設改良費、企業債償還金などを支出した結果、127万3,638円の剰余金となりました。

次に新型コロナウイルス感染症に係る対応についてでございます。

本町における新型コロナウイルス感染症対策については、これまで町民の皆様には不要不急の外出の自粛、各種事業などの中止や延期など様々な対応をお願いしてきたところであります。

本町では、2月28日に陽性が確認された3例目の感染を最後に新たな感染者は確認されていない状況となっており、感染拡大に至っていないことはひとえに町民皆様の徹底した感染拡大防止へのご努力とご協力によるものでございます。

心から感謝とお礼を申し上げます。

政府対策本部は4月16日に全都道府県に緊急事態宣言を拡大し、特に重点的に感染拡大防止の取組を進める必要があるとして、北海道を含む13都道府県においては特定警戒都道府県とされていまして。その後5月25日に感染状況の改善が見られたことから、緊急事態宣言が継続されていた北海道を含む1都1道3県に対し、同日、緊急事態宣言が解除されました。北海道においては、5月29日に新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針を発表し、概ね3週間ごとに感染状況を見極めながら、外出の自粛、施設の使用制限、イベントなどの開催制限を段階的に緩和していくとされています。

本町においても、道の基本方針に沿い、認定こども園などの保育施設や公共の集会施設を6月1日から通常どおり行うとしたところでありますが、道央圏からの利用者が多く見込まれる町内キャンプ場と湯とぴあ臼別については、6月30日まで引続き閉鎖することとしました。施設などにおいては、手洗いなどの徹底や密閉空間、密集場所、密接場面の3密行動を避けるなどの新北海道スタイルの実践を行うとともに、感染防止対策の取組の周知を図り、緩むことなく感染拡大の防止に努めてまいります。

次に眼科及び婦人科の診療再開についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、せたな町立国保病院眼科婦人科診療棟での発熱外来設置に伴い、休診となっている眼科及び婦人科の診療再開について申し上げます。

吉田眼科病院のご協力をいただき、偶数月の第4金曜日に行っている眼科診療については、診療場所を町立国保病院から瀬棚診療所2階に変更して、6月26日から再開することで作業を進めております。瀬棚診療所までの移動手段がない患者様への対応については、患者バスなどにより送迎してまいります。町民周知につきましては、5月28日発送の連絡員回覧文書や町立国保病院及び瀬棚、大成両診療所にポスターを掲示してお知らせしてまいります。なお診療場所の変更に伴い、北海道に標榜変更申請を提出し、許可を受けることとなりますが、許可が下りる時期が6月中旬以降となるため、せたな町病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、第3回町議会定例会で提案することといたします。

次に、婦人科診療について申し上げます。婦人科診療につきましては、町立国保病院1階の、3月まで歯科診療で使用していた部屋を改修して行うことで、医師の派遣元である八雲総合病院との調整が整い、8月4日からの再開に向け準備をしているところであります。詳細が決まり次第、連絡員回覧文書及び防災無線などにより町民周知を図ってまいります。

それから工事の発注状況報告、町長、副町長の動向報告につきましては、お手許の記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 新型コロナウイルス感染症に係る対応についてご報告申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の急増を防止するため、町内の全小中学校において5月末までを臨時休業とし分散登校を実施しておりましたが、北海道教育委員会からの通知に基づき6月1日から通常授業を行っております。学校行事等につきましては、運動会、体育祭は9月から10月頃にプログラムを工夫しながら実施することとし、学習発表会、文化祭につきましてはステージでの発表を行わないで、児童生徒の学習成果の発表の場を設けるために展示を行うことといたしました。宿泊研修、修学旅行につきましては、当面の間実施を見合わせることにしております。また臨時休業に伴い不足する授業時数については、夏期休業日7日、冬期休業日4日を登校日とし授業時数の確保を図ることといたしました。

町民体育館等の社会体育施設及び情報センターなどの社会教育施設については6月2日から開館しておりますことをご報告申し上げます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（真柄克紀君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問答弁は簡明簡潔にするようお願い申し上げます。

それでは通告順により発言を許します。

7番、大湯圓郷議員。

○7番（大湯圓郷君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、町長に質問させ

ていただきます。その前に町長、6月の広報せたなで、せたな町の町民28人増えてます。いいことです。本当にほほ笑ましいことで、ほっこりしております。

それでは町職員の兼業について質問させていただきます。

町職員など地方公務員の副業は、法律により原則禁止されておりますが、町長などの任命権者の許可があれば従事が可能であることがありますが、その許可基準は明確ではないとの声もあります。私は、令和元年11月5日、北海道新聞に鹿部町の町職員の兼業に係る記事を読んで、その取組みに注目し、今年2月19日、鹿部町を同僚議員と共に視察しました。その取組みは、兼業に係る許可基準を明確に制度化し、人手不足である漁業、水産加工業等の地場産業に職員の従事が可能となり、その経験を業務に活かすことや、消防団、PTA、スポーツ指導などの地域活動に積極的に参加して行く中で、町の活性化に繋げていくことを目的に運用しております。私は、よく農家の方々に人手不足の話を頻繁にお聞きます。また自分も消防団員として活動している中、団員不足を痛感しております。

せたな町の現状は鹿部町と同じ課題に向き合っていると考えるため、町長に課題解決に向け、町職員の兼業を積極的に進める考えがあるかをお伺いいたします。この兼業につきましては、本業に差し障りのない公休日に限ってのことでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大湯議員のご質問にお答えをいたします。

町職員などの地方公務員の兼業については、公務の能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持などから、国家公務員と同様に地方公務員法第38条で町長など任命権者の許可制となっております。当町での兼業許可については、せたな町服務規程第17条、営利企業等従事許可の手续により町職員の責務に支障の無い公共性の高いものについて許可をしているところであります。許可を認めている業務例につきましては、国勢調査や統計調査業務等が大半を占めているところでありますが、許可基準については、議員ご指摘のとおり詳細な基準は規定されておられません。

議員もご心配しているとおり、当町での農業など1次産業の人手不足は大きな問題であり、また地域活動に積極的に参加する人も減少しております。昨今の働き方改革や人手不足の中、町職員など地方公務員も地域のコーディネーター等の有益な人材として、公務以外で活動することも期待されることを受けますと、町職員が兼業、副業することにより、地域に対する貢献や異業種との交流による職員の人材育成などの効果も考えられますことから、鹿部町を含め先進自治体の取組状況と町内の要望、需要などについて調査をして、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） ただいま町長は考えるということで、前向きか、そこで止まってるかわかりませんが、せたな町の職員も私ずっとこの町で暮らしていますが、役場の職員の中で、結構町外の方々がいらっしゃって、この子誰なんだろう、この職員どこから来たの

かなという職員が結構増えております。そういうことで、この兼業を機会に、例えば農家の手伝い、漁師の手伝い、そういうことをして地域の人の接点というものも、職員としては大切なかなと思うんです。そのためにも簡単にじゃなくて、楽にそういう仕事ができるようなシステムを作ってやるのが、新しくよそから入って来た職員に対しての、この町って、こういうところなんだな、こういう人なんだなっていうことがわかるような状態になれば、町民もいいし、あるいはこの町に来た新しく来た職員の皆さんもいいかと私考えております。

先ほどの鹿部町の話でございますけれども、役場の職員が今年ですか、消防団員になった経緯があります。1名でございます。その消防団員の出身は函館市から鹿部町に職員となってきた方でございます。そういうことで、とにかく町民と職員が常に軽く会話できるようにコミュニケーションが取れるようにそういうチャンスを作ってくれるようになれば、ますます職員と町民との間がスムーズにいて、いろいろな問題もまた職員が考えてきて、町民のためにいろいろ発揮できると思うので、そういうことで町長どうかひとつ前向きな答弁をいただきたいと思います。

終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。

大湯議員おっしゃるように、せたな町の町職員につきましても、出身地は、さまざまでございます。したがって、新人職員につきましてもなかなか地域の環境に慣れるということは、大変難しい状況ということでございますが、町としてはそういうことから、町内会活動への積極的な参加、これは町内会の役員をやっている方もおりますし、若い職員でも班長やりながらしっかり対応されているという状況にあります。また地域担当の職員を配置して積極的にこうした地域との関わりを作っていくという取り組みをして成果を上げているという状況にあります。しかしこ、れらはいずれもボランティアでございます。議員おっしゃるような、この消防団員あるいは農業の人手不足の解消というところには繋がっておりません。こういったところにも道を開く必要が当然あるということで、私も先ほど検討をさせていただきたいという答弁を差し上げました。一気にすぐやらせていただきたいということを申し上げなかったのは、これは新聞でもありましたが、副業によりで住民サービスがおろそかになるような状況は作ってならない。本来の仕事をしっかりしていただくということは、これは基本であります。また労働時間が把握できず、過重な労働の引き金になっても困る。週末の休みというのは、やはり日常の業務における疲れなど、そういったものを取ってゆっくり休んでいただいて、月曜日からまたしっかり仕事をしていただくというためのものでありますから、この辺のことも十分考えなければならないという状況があります。そうしたことをいろいろ検討させていただきながら、議員のおっしゃるような形が、取ればいいなというふうに思っております。いろいろと検討研究をさせていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） これで大湯議員の一般質問を終わります。

続いて8番、横山一康議員。

○8番（横山一康君） 本日は、新型コロナウイルス感染症対策について、特に経済対策につい

てせたな町の現状と今後の対応についてお伺いしたいと思います。

本年2月から世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症は、日本各地、全世界で社会活動、経済活動において甚大な影響を与えております。我が国でも4月に緊急事態が宣言され、国民生活に大きな影響が出たことは記憶に新しいことです。緊急事態宣言は5月25日によりようやく解除されましたが、1カ月以上にわたる休業要請や休校、外出の自粛などは町民の社会生活や経済活動において大きな影響を与え、その影響は現在も進行中だと私は認識しております。また今後も感染のさらなる流行が懸念される中、新型コロナウイルスとの付き合いは、ワクチンや治療薬の開発まで年単位の時間が必要だとも言われております。有効な治療法が開発されるまでの間、町民の安心した暮らしを持続させていくためには、町として客観的な現状把握、そして評価に基づき感染防止対策や経済対策を講じていかなければならないと考えております。このような現状を踏まえて以下の3点について、町長にお伺いしたいと思います。

1番、現在把握している経済的な損失額はどれくらいの規模になるのか。業種別にお伺いいたします。

2番、現状把握や今後の対策を立案する上で、役場だけではなく各産業、業界団体とのさらなる連携、意見交換等が必要不可欠だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3番、国や道の支援対象から外れる事業者への町としてのきめ細かい支援策はお考えでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは横山議員のご質問にお答えします。

1点目の現在把握している経済的な損失額につきまして、農業においては、2月から5月の販売額を両農協からの聞き取りによりますと、農産物では競りが中止になったことにより約200万円の減となっています。また畜産物は枝肉相場の低迷などにより、約3,800万円の損失があると報告されています。

水産業においては、3月から5月の水揚げ額をひやま漁協から聞き取りしましたところ、せたな町全体の水揚げとしては、前年に比べ200万円の減であります。新規の法人の水揚げを除きますと、約1,000万円の減となり、要因としては、ナマコなどの魚価の価格の減、これが大きく影響しています。

商工業においては、新型コロナウイルス感染症に係る今年の2月からの影響額ということで、せたな商工会が全会員に対して調査を実施しました。138件からの回答で51.3%の回収率ですが、約2億1,300万円という調査結果の報告を受けています。

2点目の今後の対策立案にあたって、各産業、業界団体との更なる連携、意見交換等につきましては、これまでも農協、漁協、商工会、観光協会などからの要望などに応え、情報共有しながら対策を講じてきました。また国や道、町の支援金等の申請についても連携しながら対応しております。

今後においても、さらなる連携と日々変わる国や道の支援策などの情報共有を図り、対策を検

討していきたいと考えております。

3点目の支援の対象から外れる事業者への町としてのきめ細かい支援策の考えですが、今定例会の補正予算におきまして、国の臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染リスク低減支援金をお願いしており、休業要請協力支援金の対象とならなかった接客を伴う小売店や飲食店、サービス業を営む事業者に対して、北海道が提言する新北海道スタイルを実践し、感染リスクの低減に協力した事業者に対して、一律10万円の支援金を支給することとしております。またこのほかにも今後追加交付される国の第2次補正予算の地方創生臨時交付金による事業者支援について、国や北海道が実施している様々な支援策を見極めながら、対策を講じていきたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） では再質問をさせていただきます。

緊急事態宣言では、休業要請や外出自粛が求められ、経済活動がこれまでに例を見ないほど急激に冷え込んでおります。先ほど商工会の影響調査のお話が町長からありました。議員も先ほどそのデータを見せていただきました。それを見ると、特に商品やサービスを消費者に直接提供する飲食店、宿泊業、交通業者、小売店などは100%近い業者が影響を受けていると回答しております。このアンケート調査を見ただけでも、コロナウイルスの影響で深刻な状況に陥っている様子が読み取れます。私も議員として事業者の方々何人からお話をお伺いいたしました。2月からのたった3カ月余りで、何千万円もの売上を失った方がおられました。また前年同月比と比べると9割以上も売り上げが減少したと、このような極めて深刻な状況が見えてきております。また主要産業である農業も、この時点では今のところ目に見える商工業者と同じくらいの損失があったとは見えておりませんが、約4,000万円くらいの損失があったとお伺いしました。新聞報道によりますと、せたな町の主要農産物である米も更なる需要の減少により、価格の下落も心配されており、このことにおいても極めて深刻な状況と将来に向けた不安に包まれている状況は、町長は、どのようにお考えになるか、お聞かせいただきたいと思います。また国の給付金事業に加え、町のプレミアム付商品券の発行や休業要請資金など、地方創生臨時交付金を活用した支援策を実施したことは、私は迅速な対応であったというふうに思います。しかしこれらの支援策は、急場をしのぐだけのものにすぎないと思います。私、質問の冒頭でも申しましたが、この新型コロナウイルスとは、年単位で付き合っていかなければなりません。そうなるとこれだけの支援ではとても足りなく、追加の経済対策も積極的に打っていかなければいけないと思います。特に今回、国や道、町の支援策の要件を満たせない事業者かなりの数いると思います。国の持続化給付金は法人で200万円、個人で100万円給付されるというもので、非常に有効な支援策だと思いますが、私が調査したところ、現在のところ申請した事業者は40業者余りと商工会の会員の2割にも満たない数となっております。売り上げが前年同月比50%以上の減少じゃないとこの対象にならないとなると、かなり決められた業種の方々になってしまいます。町内には50%にはいかないけど3割ぐらい落ちてるんだよな、4割ぐらい落ちてるんだよなという事業者も、私の肌感覚ではかなりの数に上ると思います。今後、この方たちへの支援、先ほど10万円の支援

はするとおっしゃってましたが、きっとそれでは足りないと思いますので、その辺をいかがお考えなのか。2点、町長の現状認識と支援が届いてない事業者への追加の支援策の2点をお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 横山議員にちょっとお聞きしますが、今の質問の中で、町独自の次の経済対策ということでの質問でよろしいんですか。行き届いて無いとか、行き届いているとかのデータまでいくとなかなかこれ答弁も。ただ、今以上に町独自で追加支援を考えているかどうかというような形の質問だというふうに最終的にお聞きしたんです。そういうことじゃないんですか

○8番（横山一康君） そういうことでいいです。

○議長（真柄克紀君） わかりました。

町長その2点について答弁願います。

○町長（高橋貞光君） 2つございました。2回目の質問にお答えをいたします。

現状認識についてであります。先ほど影響額を申し上げました。こうした状況を受けて町としても大変深刻な状況になっているというふうに認識をしているところでございます。こうした新型コロナの影響に伴う経済の低迷、これをなんとしてもこれから回復をさせなければならない。経済の回復ということについてこれから取り組んでいかなければならないと思っております。50%に満たないこの国の持続化給付金を受けることができない事業者への支援ということでの質問もございました。これにつきましては、私たちとしても国の2次補正、これがどういう形で出てくるかということも見極めたいというふうに思います。いずれにしましても、この事業を維持する。当面この状況を乗り切るということは、まず第1に考えなければならないということでございます。国の方としては、この賃貸料ですとか、税の減免あるいはそういった融資の利子の減免といったような手当をして今そういった経営の持続を図るという対応をしておりますが、町としてもそれらに一部上乗せをするということもさせていただいております。それから何よりも大きいのは、先ほど2億余りの影響額を申し上げましたが、そうした中において、いち早くプレミアム付商品券で1億3,000万、これを流通させると、これは大変大きなインパクトを持ち、効果も大きいものというふうに思っているところでございます。こうしたさまざまな対策、国の対策の推移ももちろん見ながら、そうした町として独自の対策を作っていくということになるというふうに思っておりますので、この辺の推移を見させていただいて、いろいろな団体の意見も頂戴をしながら、しっかり対応をしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（真柄克紀君） 町長、今の答弁は、状況を国のを見ながらも、町独自でもそういうことも考えがありえるということでの答弁でよろしいですか。

○町長（高橋貞光君） はい。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） ただいま町長から国の2次補正予算の様子を見て町の独自の体制も打ち出していくというふうなことを答弁いただいたものと了解します。これまで町が打ち出してきた政策は、感染予防対策、短期的な経済対策としては非常に有効だったと私は思っております。ただ何度も申し上げますが、このウイルスとは年単位、長い時間付き合っていかなければいけませ

ん。そうなるとう短期的な視点からだけではなく、やはり中長期的な視点に立った対策というものが必要だと思っております。先ほど町長は私の質問の中で、関係団体との連携はやっているというふうにお答えになってくださいましたが、私はこれは未曾有の危機だと思うんです、この新型コロナウイルス感染症というのは。現状あるだけの連携ではかなり対応していくのが難しいというふうに考えております。ですから中長期的な視野に立った経済対策、感染予防対策を打つには、現在、町にある対策本部、新型コロナウイルス感染症対策本部の中に、経済対策を専門的に計画、立案、実施そして検証ができる機能を加えていく必要があるのではないかと思います。そして商工会、観光協会、農協、漁協といった現場の町民により近い関係団体と連携し、的確な情報収集をする仕組みを作り、施策に生かしていく必要があるというふうに思います。2次補正予算が当町にどれくらいの規模配分されるかわかりませんが、これらの配分された予算を有効に活用し、町民の暮らしを守るためにも、再度、組織の機能強化と情報収集の仕組み作りを考えていかなければいけないというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。お聞きいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。

今回のこの新型コロナウイルスにつきましては、これまでの戦争やオイルショックあるいはリーマンショック、これらをしのぐ大変な災害と、未曾有の災害というふうに受け止められているところでございます。こうした状況の中で議員おっしゃいましたこのウイルスとの長い戦いが続く可能性がある。私も同じ考えでございます。そこで中長期的な立場に立った対応をこれからはしていかなければならないというふうに思います。今、新北海道スタイルということで、この生活スタイルのほうも中長期的な考えの中で推進をされて、住民の皆さんもそれに沿って取り組まれているところでございます。こうした状況を考えますと、これからの経済の立て直しについては、この新北海道スタイルを取り入れた新たな取り組みで事業を展開していく必要ということも考えなければなりません。これはこういったピンチを逆にチャンスに変えるための知恵を絞らなければならないということでございます。そうした考えに立ってたって、先ほど質問のありました組織体制をどうするんだということではありますが、これまで、感染予防策と感染者発生時の対策を実施するために設置していた新型コロナウイルス対策本部、今後は、この本部内に産業を所管する関係課、水産、農務、まちづくりとさまざまございますが、こうした中で産業全体の景気浮揚策、これを講じる体制をしっかりと作っていき、横断的に国や北海道の支援策にしっかりと対応していきたいというふうに思っております。繰り返しになりますが、いずれにいたしましても、こうした状況の中で国や北海道の動きを注視しながら、関係機関あるいは団体、関係団体としっかり連携をしながら的確なタイミングで必要な対策を講じられるよう対応してまいりたいということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて4番、橋本一夫議員。

○4番（橋本一夫君） それでは議長の許しを得まして、せたな町地域公共交通の今後について町長の意見を求めます。

せたな町では、平成29年度にせたな町地域公共交通網形成計画を策定し、計画期間5年間で

持続的な公共交通体系の構築を見直すとされています。先駆けとなる具体的な取組みとして、平成31年度から北檜山太櫓線、瀬棚須築線のデマンドバス運行が実施され、多くの方が利用しております。

このような現状の中で、今年度はこれまで継続して取り組んでいる檜山海岸線の再編に向けた取組みを重点的に進めていくと伺っておりますが、檜山海岸線においては大成区全域が対象となる路線であります。見直し前の北檜山太櫓線とは異なり、患者バスが無料でほぼ毎日運行しております。利用者が非常に多く自宅付近まで送迎され、そのほかにも福祉バスが計画的に運行しております。すでに利用者にとってはきめ細やかな送迎サービスを受けている状況にあると考えております。こうした状況を踏まえ、せたな町地域公共交通の今後について考えを伺います。

一つ、北檜山太櫓線のデマンドバス運行は現在、病院通院者からも乗車料金200円の負担をいただいておりますが、檜山海岸線のデマンド化に向けて大成区のようにすでにきめ細やかな送迎サービスを実施している場合においても病院通院者からも乗車料金を負担してもらう考えはあるか。

二つ、デマンドバス運行における病院通院者の乗車料金を見直していただけるのであれば、北檜山太櫓線や瀬棚須築線も視野に入れた全体的な料金の見直しを検討していただきたいと思っております。

3番目、せたな町地域公共交通網形成計画によると、今年度は檜山海岸線や久遠線の再編について計画されているが、高齢化している状況などから市街地付近の方々からも利便性の高い公共交通体系の構築を求める声が多く聞こえていますが、今後に向けてどのように考えているのか町長の所見を伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは橋本議員のご質問にお答えします。

せたな町の地域公共交通につきましては、平成29年度に策定しましたせたな町地域公共交通網形成計画に基づき進めており、今年度で3年目を迎えております。計画の基本方針である誰もが便利さを実感できる公共交通ネットワークの構築と持続可能な生活交通の確保に向けて、令和元年度にはその先駆けとなります北檜山太櫓線と瀬棚須築線のデマンド化に着手し、ドアツードアの実現や高齢化等による移動困難者に配慮した利便性の高い、効率的な公共交通体系の見直しを図ってきたところです。また令和2年度の取組みについては、江差ターミナルまで運行している檜山海岸線のうち、大成区太田地区から八雲町熊石までの区間を再編することを目的に、昨年度から対象地域の実情や現状の把握を行い、実証運行調査の実施による分析を行いまして、今年度中のデマンド化に向けて協議を進めております。

関連いたしますので、1点目と2点目のご質問を合わせてお答えさせていただきますが、北檜山太櫓線と瀬棚須築線の乗車料金については、平成26年度からすでにデマンドバス事業を実施している今金町の取組みを参考としております。デマンドバス事業を実施する事業者が両町で営業しているなど密接な関わりがあることから、今金町との足並みを揃えた料金設定を第1に考え、乗車1回200円の同額で設定し、平成30年9月4日及び平成31年2月19日開催の総

務厚生常任委員会で報告、その後、平成31年3月5日開催のせたな町地域公共交通活性化協議会で最終決定をしております。

議員のおっしゃるとおり、大成区患者バスの運行状況のように、地域の実情に応じて運行している状況がございます。しかしながら路線の再編に向けては、町が一体となった平等な取り組みが必要であると考えますことから、まずは患者バスなどの運行状況の段階的な見直しを図ってまいります。

3点目のご質問ですが、地域公共交通の取り組みは、5年間での地域公共交通網形成計画に基づき進めておりますが、急激な社会情勢の変化にも対応しながら進めていかなければならないと考えております。高齢化の進展に伴い交通弱者が多く、今後もますます増えていくことが想定されます。このような現状を踏まえ、利便性の高い交通サービスと持続可能な生活交通の確保に向けて、様々な変化に対応できる、公共交通体系の実現を目指したいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 橋本議員。

○4番（橋本一夫君） 国は全都道府県と全市町村に交通事業者などが協力し、地域公共交通計画を策定するよう求めています。せたな町では、一部地域で平成31年度から実施しています。隣接する複数の市町村で作成することも可能となっております。そのことは自治体主導で地域の交通網維持を目指す改正地域公共交通活性化法が5月27日に国会で成立しています。国は、計画策定費用や交通機関の運営費を補助するとなっております。町長主導の懇話会では、地域公共交通に対する意見がなかったかを伺います。人口も多い市街地での優先順位は高いと思われることや、実情として公共交通の空白地帯になっていることから、早い段階での協議を進めていただきたいと思います。またデマンド化を推進していくために、患者バス事業が廃止になっていくものと思いますが、その中で病院通院者の乗車料金は無料にしていきたいと思います。町長として、任期が残された期間、約1年ですが考えをお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず患者バスの関係からお答えをさせていただきます。先ほどの答弁でも申し上げましたが、現在デマンドバスは、一律200円ということで決定をしているところでございます。現在、この公共交通の空白期間も町内には多くございます。したがって、このサービス状況の中で、できるだけ早く町内全地域でデマンド化を進めてまいりたいということを今考えているところでございまして、橋本議員の言われた料金の関係につきましては、そうした状況を達成したあと、じっくり考えていかなければならない問題と。まずは全地域のデマンド化を実現をするということに精力を注ぎたいというふうに思っております。それと市街地、もちろん市街地の中でも、そういった声がたくさん聞かれているところでございます。これにつきましては、こういった声をしっかり受け止めまして、地域の実情の把握や分析を行いながら、市街地を循環するデマンドバス、コミュニティーバスの実施や公共交通空白地帯、先ほど申し上げましたが対応など、これはスピード感を持って積極的に取り組んで、いきたいということで、ご理解

をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 橋本議員の質問をこれで終わります。

それでは、ただいまより１１時１０分まで休憩いたします。

休憩 午前１１時００分

再開 午前１１時０９分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。質問者に申し上げます。質問の際にマスクが苦しいようであれば、取り外しは本人の考えで行っていただきたいと思いますので、ご理解ください。

次に１１番、菅原義幸議員。

○１１番（菅原義幸君） 瀬棚港マリンタウン事業の工事進捗状況と、町長選挙公約の育てる漁業の推進について町長にお尋ねいたします。

①平成１７年１２月議会で、マリンタウン事業の休止を求めた私の一般質問に対して町長は、養殖事業に取り組んでいける形になった。外防波堤消波ブロックの整備が必要なので、進めていきたいとしました。その後１４年間の進捗状況と残工事計画、同期間の国と町の事業費負担額、同海域での養殖漁業の水揚げ額を伺います。

②町長は平成２９年の選挙で、育てる漁業の推進という公約を掲げて４選を果たしました。それ以降今日までの町の主導による育てる漁業の推進実績と、瀬棚港ギンザケ海中養殖試験の八雲町方式での取り組みを含む、今後の町長構想について詳細に伺います。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員のご質問にお答えします。

１点目のマリンタウン事業につきましては、町合併後１４年間において、東外防波堤、島防波堤マイナス７．５メートル岸壁、マイナス７．５メートル泊地を整備しております。平成２４年度からは静穏度改善と漂砂対策のために、東外防波堤から内側に向かっての延伸工事が進められている状況でございます。この延伸につきましては、島までの延長が１２０メートルありますが、令和元年度までの実績で、上部工３１．６メートル、本体工３８メートル、基礎工５４．５メートルで３５％の進捗率であります。また残工事計画につきましては、現在進められている島まで１２０メートルの残りの部分と、島から更に内側への延伸８５メートル、それと島防波堤の上部工嵩上となっております。

これまで１４年間の国と町の事業費負担額ですが、国が２７億７，４００万円、町は５億６００万円、これは全額過疎債で事業費合計が３２億８，０００万円となっております。

次にマリンタウン海域での養殖漁業の水揚げ額ですが、アワビ養殖は平成１８年から平成２２年までで４５４万５，０００円、エゾバカ貝蓄養は平成２９年から令和元年までで１４７万６，０００円となっております。

次に育てる漁業ですが、議員、町の主導にという話でございますが、町の主導ではありません。育てる漁業は、まず種苗の生産育苗が大事だと考えます。そうした中で水産種苗育成センターをフル稼働させ、昨年は約85万個のナマコ種苗を生産し前浜に放流しました。また当施設において、蝦夷アワビのブランド化を推進するにあたり、50ミリオーバーの種苗を生産し、貝取潤漁協青年部へ提供しており、本年度は、ひやま漁協の要請を受け50ミリを中心とした大型種苗4万個を供給するため育苗を開始します。このほかには、マゾイの稚魚10万尾の放流やキタムラサキウニの深淺移植や水平移植を実施しており、こうした取り組みにより安定した資源の確保が図られているところであります。更に一昨年度より新たに大成区長磯地区において法人が発足し、ホタテ養殖、サケ定置、春定置の3本柱で積極的に取り組んでいます。

今後とも町は、漁業者、漁協など関係機関と十分協議を図り、漁業の振興に努めてまいります。瀬棚港ギンザケ海中試験の八雲町方式での取り組みということではありますが、漁協の合意形成が図られ、漁業者の部会などが中心となって取り組む事業であることから、今後の推移を見守っていきたいと考えております。いずれにしましても、町は、漁協、漁業者自らが意欲的に取り組むホタテやナマコなどの養殖事業の拡大を支援をし、育てる漁業の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。

まずマリンタウン事業ですが、つい先日、驚くような資料を入手したんですよ。これから申し上げます。昨年11月19日に令和元年度のせたな町地方港湾審議会というのが行われてます。あなたも出席されてましたが、その資料入手して私、大変驚いたことがあるんです。それは、この事業の残工事は、令和10年というふうに期間を見ておりますけれども、令和10年までの残工事の計画のあらかたが中止、途中で断念ということになってるんです。これは産業教育常任委員会のほうに資料として出されておきませんので、担当課からいただいた資料で初めて知りました。これは、もうこの限られた部分的な予算だけやって、完成港まで持っていくっていう町長の考え方は放棄したんですか。これ南側の防波堤の完成をきちっとしなせんと、あの静穏海域の漂砂、時化これは解決できませんよ。これは答えていただきたいと思います。それでもう一つ申し上げますと、今、開発局はなかなか瀬棚地方港湾の予算を付けないんですよ。これは事実です。特に道南の場合は、地方港湾ありますけれども江差港、瀬棚港これは厳しいですね。函館港中心の予算付けになってるんです。なぜか、これいろいろ理由あると思いますが、北海道開発予算全体がかつての1兆円から見て半減になってるということがあると思います。しかし同時に、この瀬棚港のマリンタウン構想計画をするための費用対効果の問題が解決されていないということなんです。ようはかれこれ戦後マリンタウン旧瀬棚港含めて、500兆円以上の投資がされてるんです。マリンタウンにも300億円近い国費投入されてますよ。地元負担も入っておりますけれども。完成の姿が見えてこない。かつてマリンタウンプロジェクトに着手したときには、この静穏海域で18億の水揚げをするという計画を当時の町長ぶち上げたんです。その後10億に数字減りましたが、今この数字聞くと町長幾らですか。桁違ってると思うので確認させてもらいます

が、なんか100万単位ですよ、さっきの答弁は。1,000万単位じゃないですよ。億単位でもないですよ。要するに静穏海域を作って養殖事業を大きく前進させて、さらにせたなの漁業も発展させるんだという当初の計画については、ご覧のような状況なんです。私はこの問題をきちんと振興計画を立てて、こういう利用するんだというプランを立てながら、同時にマリントウンを完成するための予算を付けてくれと、この両面の交渉をしませんと、開発はおそらく費用対効果の問題でダメよと。残った予算だって幾らかも無いでしょう。もう寂しい限りなんですよ。これ見ますと。そのことについて町長は特にこの状況で、増養殖事業に着手して、大きな成果を上げるというふうに考えておられるのかどうか、判断を求めたいと思います。

次に②に行きます。育てる漁業の推進、これはあなたの町長選挙の公約の1番目に載っているんです。今回また持ってきました。①産業を元気にホタテ、ウニ、ナマコ、ニシン等を育てる漁業の推進、こうなっているんです。これは漁業者がどうぞおやりくださいと。あんた方がやるんなら応援しますよという政策ではないんです。あなたの主体性と責任において、育てる漁業を推進しますよと。責任持って進めなくちゃいけないあなたの公約なんです。先ほど答弁を聞きますとパツとしないんですよ。まだ町長、任期残ってますから頑張ってくださいよ。ギンザケの問題に町長さっき触れられてましたけれども、八雲町では、ニジマスの海中養殖試験、今年の12月からかかりましたが基本的にまず第1年度成功してるんです。道新にも出てましたからご承知だと思いますが、これは八雲町の岩村町長が先陣を切って北大と協力をして、落部の漁協とひやま漁協熊石支所を説得して頑張ると、応援するぞという強力な指導、強力な援助をして漁業者をその気にさせたんです。だから熊石の漁協でやっているニジマスの養殖試験、一生懸命生産者やっていますよ。町長の情熱が動かしたものだとは私は見ています。そして予算も出してるんです。町長、調べてみてください。金額は私あえて言っていないんですが、思い切って予算を町で付けてるんです。それから町長自身が北大とも連携を取って、さまざまな専門的知識については調整をしている。もちろん岩村町長はひやま漁協の組合長ともお話をなさってるようであります。つまり何を言いたいかと、やっぱり町長一生懸命にならなきゃダメだっていうことなんですよ。もうちょっと述べますが、青森からニジマスの稚魚を780尾を買って去年の12月に八雲漁協に放流して、今年の6月1日に水揚げしたんです。722匹と言ってますから。これは水揚げの率としては非常に高いんですね。90数%いってますから、普通8割くらいまで落ちるんですけれども、非常に高い水揚げ率です。育った魚体で最高は5.5キロです。でかいですよ。平均でも3.5キロになっているというんです。たった半年で。海中飼育をやればそれだけの急な成長するっていうことが実証されたんです。稚魚はおそらく私の想像では、300から400グラムくらい、大きくても6、700グラムくらいかなと思うんですけれども、ものすごい成長の仕方なんです。だから陸上養殖ではなくて、海中養殖の時代だなと、時は流れていっているわけです。私は、高橋町長もギンザケの養殖事業に、あなたのイニシアチブの下で、あなたの責任の下で、瀬棚にはマリントウン静穏海域っていう立派な条件に恵まれたところがあるんですから、高度利活用を立てて漁業者に呼びかけたらどうですか。そして国にも我が町ではこういう計画持ってるんだからマリントウンを立派に完成させてくれという折衝をおやりになったらいかがでしょうか。最近町長

と議会の協力行動としての陳情活動というのは、ここしばらくございません。こういう構想が出れば、私ども議会も町長と一緒にって函館、札幌、中央陳情やったって構わないんですよ。そういうことでは、まず町長にマリンタウンの高度利用計画、それから増養殖事業計画がベースになりますけれども、しっかり立てていただきたい。そのことをもって開発に予算陳情に取り組んでいただきたい。さらには漁業者に積極的に呼びかけて、やる気を起こし、激励し、そうかという状況を作り出してください。これは既に八雲で先進例が生まれてます。根室市長が中心になって4単協でベニサケの研究会やってるんですよ。十勝では、大樹町が去年の12月から準備して、やっぱり町長が先頭になって漁業者に呼びかけて、道総研のミサカさんという方の最近の報告ですと、すごく頑張ってるんですよ、一生懸命ですよという話なんです。やっぱり、その町の町長が、どれぐらい高度な自覚を持って予算付けをしながら、生産者に鼓舞激励をして実証試験に踏み出すというリーダーシップを発揮するか、そのことが試されていると思います。もう一遍町長には、ご答弁願います。

それからついでですが、増殖事業の問題で、私はウニの問題も町長にあなた自身の政策としてしっかり持っていただきたいと思う問題があります。これも再質問の中で出しておきます。あなたは町長選挙の公約の中で、ホタテ、ウニ、ナマコ、ニシン等、育てる漁業の推進を謳ってますよね。そこでこれは非常に大事な政策ですし、あらかた私も一致します。そこで取り上げたいのは、ウニの育てる漁業の推進の問題なんですよ。これはウニは年齢に関係なく高齢者でも初期投資少なく、気軽にできる操業の一つとして、私たちの町でも極めて安定した一定数量の水揚げがされております。これに力を入れるというのは当然の方向でありまして、浜でもいろいろな努力が今展開されております。そこで細かいことは今日申し上げません。大きな問題として、このウニの種苗生産施設と中間育成施設、これを我が町で作るということが、今後の将来に向けての大きな政策になると思いますが、町長の考え方を伺っておきます。少し話は長くなりますが、実は平成3年旧瀬棚町の旧瀬棚漁協で、実は虻羅地区に1億5,000万かけてウニの種苗生産施設、中間施設を作りたいという計画ありまして、当時産業教育常任委員でありました私のほうにも、漁協から要請が来たことがあるんです。それはいろいろな経過の中で日の目を見ることはありませんでした。しかし30年前にこの施設を作っていたら瀬棚のウニの水揚げは相当なものであったなというふうに思います。一般質問ですから、それ以上細々したことは申し上げませんが。我が町でウニの種苗生産施設、中間育成施設をきっちり作って、せたな海岸70キロあるわけですから、北の須築から南の貝取瀬までですね。そこの適切な条件の所に放流し、飼育すれば相当な効果が期待できるというのも明らかになります。ぜひ町長、あなたの政策として取り組んでみてください。そんなたくさんの金無いよということであるならば、例えば、これは一つの方法なんですけど、大成水産種苗育成センターございますよね、あわびセンターですよ。これは今地元のアワビだけではなくて、ほかの町のアワビも一緒に作ってあげているということで、これはこれでよろしいのかなと思いますが、元来これは町が建てた施設ですから、前浜のために、漁業者のために高度利活用されるべきものなんです。魚種は違いますから、アワビとウニは違いますから、そこにはいろいろな専門的研究も必要でしょうけれども、ほかの町にアワビの稚魚を出す

ということであるならば、むしろ我が町、我が浜にウニの種苗を生産し、中間育成して応援をするということを考えてみてはいかがでしょうか。一言だけ言っときますと、お金を出して種苗を買ってくるわけです。稚貝を買ってくるわけです。そしてばら蒔くんです。町長知っているように奥尻ですとか、買ってきて放流するんですよ。それはそれで成果は上がります。しかし決定的に大事なことは、自分の浜で種苗し、採卵し中間育成したその種を、自分の浜に蒔くと全く効果が違うっていうんですよ。そうしますと何らかの形で、この施設を持つ必要があるであろうと、それは間違いなく町長の掲げている選挙政策と一致するものだとは確信いたしますので、ご答弁をお願いします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをさせていただきます。

マリンタウンの事業規模の縮小の話がございました。現在マリンタウンの港湾の利用というのは減っているという状況でございます。なかなかこの完成が見通せないという大変厳しい状況であります。こうした中におきまして、できるだけ今この港湾整備の目標であります静穏不足の解消、それから漂砂の流入等の防止ということから東防波堤の延伸を、今、進めているところでございますが、残念ながら中央港湾の整備が急がれているという状況の中で、地方港湾に予算が回ってこないという状況になっております。港湾内での漁業水産が非常に大きい計画でございます。これは未だ完成港になっておりませんので、具体的な港湾内での養殖事業というのはできない状況にあります。できるだけ早く港湾を完成させて、こうした漁業者が利用できるというような状況を作ってまいりたいというふうに考えております。

それから八雲のニジマスの関係でございます。これは漁業者がしっかり取り組むということで、漁協が事業申請を行っている事業でございます。私といたしましても、漁業者がしっかり取り組むという状況があれば考えるということになるというふうに思いますが、今のところ八雲のニジマスが大変うまくいっているという状況をお聞きしました。これはひやま漁協一つの漁協でございますので、生育はうまくいっていると、このあと流通がどうなるのかという問題がございます。こうした状況を見極めて、漁協も試験をやっておりますので生産、そして流通という一連の試験が進むものというふうに思っておりますが、漁協はこうした試験の結果を見て、もしうまくいくということになれば、これは漁協の事業として全地域にお諮りをするような話も伺っておりますので、こうした状況を見極めながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

ウニの話がございました。このウニにつきましては、現在購入しているということよりも、むしろ深浅移植、水平移植ということで前浜の深いところから、あるいは餌の無い所から、ある所に移植をして水揚げをすると、その時期に水揚げをするという方法でございます。議員はウニの種苗の生産をもっともっと多くのウニを生産して放流したら、水揚げの増に繋がるというお話でございました。私たちの認識としましては、現在、管内非常に磯焼けが進んでおります。この磯焼けの一つの原因がウニによる食害という話でございますので、やはりこの放流においては、こうした餌との海藻との関係ですね、こういったことをしっかりと考えながら放流しなければ、せつ

かく放しても身入りが悪いと、売り物にならないというような状況も出てくるようでございますので、こうした磯焼けの解消などもしっかりやっていきながら、この深浅移植、水平移植等を図りながら水揚げの拡大に繋げていきたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長に再答弁をいただきましたが、正直言いまして町長の答弁から前向きのエネルギー、前向きの方向性、私は感じられないんですよ。これで本当にせたなの漁業振興、あなたおっしゃったように前進しますか。今再々質問ですよ。もう最後ですから思い残すこと無いように言っておきますが、マリンタウンの計画は去年11月の港湾審議会の計画、私は問題があると思います。あれでいけば中途半端なままに終わってしまうという計画なんですから、町長そうでしょ。今日図面も持ってきてますけども、別の機会でやりたいと思いますが、あの計画で結構ですよっていう極めて縮小した計画を確認してるわけです。これでは養殖事業なんかできません。結局マリンタウンは未完成のまま、膨大な面積が無駄に終わってしまいますよ。だから私はそれではまずいだろうって言っているんです。せっかくここまで来たんだから、あともうひと踏ん張り頑張って開発局や国交省を説得して、こういうメニュー、こういうプランがあるんだから、今まで何も使ってなかったけれども、ぜひ完成させてい水揚げさせてくださいよという説得をもって、予算折衝に当たるとというのがこれが常道なんです。今まで進まない原因は、計画が無かったからだと思います。費用対効果この原則でプランを立てて、粘り強く国に当たって行く。このことを改めて強調しておきたいと思うんです。

それからギンザケの問題なんですがね、八雲で成功して、それは檜山全体で云々と言ってますけれども、あれは八雲町とひやま漁協熊石支所の事業なんであって、あそこで成功したから、そのおこぼれをせたな町で頂戴できるというものでもないですよ。あなたそういう答弁してますけれども撤回してください。これ不正確な答弁ですから。漁港や港湾や、それぞれの環境の中でどの魚種がどの程度どこまで落ちて、どこまで成長するかというのを個別具体的問題なんです。だから私は、せたな町ではギンザケの養殖をやってみてはどうかと申し上げているんです。漁業者がやるようになったら応援してやると。これが町長の最大の逃げ口なんです。1番良くないのはあなたのその姿勢なんです。漁業者が今高度な知識と士気を伴うこういう養殖事業に手出せますか、出せると考えてますか。八雲は北大と相当深い技術提供してます。私、町長に道総研の主幹紹介してますでしょう。何度も来てるんですよ。相当高いレベルを持った全道的な講師をやっている方なんですけれども、せっかくそういう方が技術提携をしたいとおっしゃってくれてるのに、町長はいや漁業者一生懸命にならないとダメよと。全くつれない態度なんですよ。ギンザケの養殖試験は北海道で初めてです。八雲の海中養殖試験は、これも北海道ニジマス海中養殖事業、これも北海道で初めてです。私は非常に大きな意義を持ったこういう事業を町長が自分の政策として取り入れて、予算も付ける、浜のあんた方もやってみないかと。実験には3年かかりますから、それから失敗することもありますし、成功することもあります。そういうリスクを生産者に全部しゃべって、失敗した時だってお前らしょうがないじゃないかというふうにさせるのか。実験の

費用は見てやると町で、安心して参加してみたと、全力尽くして成功させてくれよと。こういう生きた会話、激励、行政と浜が一体になって情熱的な取り組み、これを町長ぜひやってください。私は何も無理なことと言ってませんから。長くなりますからそれだけで止めておきます。それからウニの問題なんですけども、ウニこれは施設を作ったほうがいいと思いますよいずれ。その規模はいろいろあります。規模いろいろありますけれども、深淺移植、水平移植、他町から買ってきた稚魚の投入、これはこれでやって構わないと思います。しかし根本的に基幹産業の大きな柱として成長させていこうとするならば、それはやっぱり種苗施設、種苗生産施設、中間育成施設を作って70キロという広い浜がありますから、そこに適切な場所を見つけて投入するということが必要です。ただ問題があります。一つは密植に磯焼けの問題です。これは町長おっしゃっております。これはこれで解決しなくちゃいけない問題なんです。ウニ対策の問題だけじゃありません。コンブその他の海藻の問題だってあるわけですから、これは研究する必要があると思います。昔旧瀬棚町で、町長の肝いりで氷にイカのゴロを入れて投入したことあるんです。それが海浜汚濁防止法で海上保安署とどうしたこうしたとかつていう話がありまして、これは今進んではいけませんけれども、やっぱり旧瀬棚町の町長が肝いりで磯焼け現象に取り組むっていう責任ある行動を取ったんですよ。その方法がいいと私は言いませんよ。何か考えていろいろ、これは専門的研究機関とも協力をして取り組んでみてください。それから細かいことを言うとあれですから、今日は大まかな方向でそういう政策的な方向を検討して、いずれにしても町の主導、責任ここでもってせたなの増養殖事業を抜本的に評価するということについて、町長はそろそろ腹を決めて取り組んでいただきたいと。その意思がおありかどうか。細かいことは別として、町長の決意を最後、一言単純明快に伺いたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 3回目の質問にお答えをさせていただきます。

港湾の関係でございますが、先ほど言ったような状況ということで、これはなかなかうちの町の港湾ばかりでなくて、全道全国の地方港湾の予算というのは、うちの町と同様の傾向にございます。したがって、この養殖をやると何をやるということにつきましても、完成が前提ということになりますので、町としては早期完成を目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。それから八雲のニジマスの関係、それから議員がいつもおっしゃってるギンザケの関係、こうした事業の関係であります。これは八雲も、せたなも同じひやま漁協に属しております。これはやはり良い物はどんどんと取り入れるべきというふうに思っております。この熊石にしても熊石だけの量ではなかなか市場性を求めるということにはならない。やはりひやま漁協そのものが大きな漁協でありませんで、みんなである程度の量を確保するということが大事なことでないかと。それがそれぞれの地域でバラバラな魚種をやっても、なかなか成果に結びつかないというふうに思っております。そういう形でしっかりと状況をいろいろと見ておきたいというふうに思っております。ウニでございますが、先ほど磯の関係、餌と放流量の関係のお話をいたしました。これは当然磯焼け対策につきましても進めていかなければなりません。こ

れにウニばかりではなくて、アワビやほかの魚についても、この磯焼け対策というのは、欠くことのできない重要な対策と思っております。ウニにつきましては、先般、実際に浜に出向いて北の磯焼けの所にあるウニ、これを南の海藻の多い場所に移植をする、いわゆる水平移植、これをぜひやっていただきたいということでお話をした結果、漁協も取り組んでいただけるということになりました。こうした未利用資源を有効に活用するということを、これはこれからの本町の漁業の振興に大変重要なものになってくるというふうに思っております。

それから育てる漁業の関連といたしましては、1回目の答弁で申し上げましたが長磯のこの新たな取り組み、この共同での新しい法人での取り組み、これがホタテの養殖、それから秋の定置ということで取り組んでおります。ナマコの養殖につきましても大変、成果が上がっておりますし、特に春定置におきましては、今までに無い水揚げを確保されております。やはりまだまだせたなの海岸には利用されていない資源がたくさんあるというふうに思っておりますので、これは今回の法人の新たな取り組みによって、この業者の皆さんも再認識されたのではないかとこのように思います。こういったことを先進事例として皆さんに捉えていただいて、しっかりやれるところで必要な方法で漁をするということ、これは大変大事なことであり、漁業者がどんどん減少していく中で、こういったことをしていかなければ後継者等の対策にも繋がっていかないということでございますので、各方面これをやれば全て解決ということではございませんので、いろいろ知恵を絞りながら漁業の振興、そして育てる漁業についても推進してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長、今の答弁なんですけど、最終的に育てる漁業を含めた漁業全体に対する方向性として既成事実じゃなくて、これからどういうふうな形で考えていくかという方向性の質問だと私は思ってます。それについてきちんと現段階での評価なり、それから今後の進め方について説明しないと、なかなか質問者とかみあってないと、今私そういうこと言ってます。

○町長（高橋貞光君） ただいま申し上げましたように、そういった可能性がうちの浜には、まだまだあるということでございますから、こうしたことをしっかり考えながらこれからの水産振興、それから育てる漁業についても先進事例に学んでしっかり取り組んでまいりたいということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） これで菅原議員の1問目の質問を終わります。

これより1時まで昼食休憩といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

菅原義幸議員の2問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 新型コロナウイルス感染症問題と暮らし、医療、教育など町民生活の擁護について、町長と教育長に答弁を求めます。

①4月30日に、新型コロナウイルス感染症対策に関する10項目の申し入れを行いました。1項目ごとに回答を求めます。

②国立感染症研究所の予算削減、保健所縮小、病床削減、地域病院の統廃合など、国の医療や社会保障政策の後退が暗い影を落としています。せたな町の今後を考える時、国によるせたな町立国保病院の統廃合構想に反対すべきではありませんか。

③児童、生徒の学習の遅れと格差の拡大や、心身のストレスに対する手厚く柔軟な教育の必要性について、教育長の所見を求めます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員2つ目の質問にお答えをいたします。

1点目の4月30日の10項目の申し入れについて、まず回答をさせていただきますが、私の関係する分について①、②と回答をさせていただきたいと思います。

1つ目、町内事業者への経営実態アンケート調査につきましては、せたな商工会において会員への影響額調査を実施しており、調査結果のまとめが町にも報告されています。

2項目めは、プレミアム商品券の販売時期と使用期間の延長につきましては、事業主体でありました商工会におきまして、販売期間を6月12日まで、使用期間を9月30日までとしております。

3項目め、北海道の休業要請対象施設に限定しない町独自の設定と実情に応じた支援策の実施、これにつきましては、北海道のような休業要請の期間延長は行いませんでした。5月6日まで休業した事業者へ一律20万円の支援金を支給しております。また今定例会で補正予算をお願いしています感染リスク低減支援金において、休業要請の対象とならなかった小売店、飲食店及びサービス業に対して、北海道が提言する新北海道スタイルを実践する事業者への支援金を支給いたします。なお町の対策としては休業要請協力支援金で1,100万円、感染リスク低減支援金で1,500万円、合計2,600万円の予算規模となります。

4項目め、浜値低迷、取引減少などの経営危機に直面している漁業者に、町独自の支援策を実施する。これにつきましては、本定例会で補正予算をお願いします漁業経営維持負担金の2分の1を檜山管内共通の対策として、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けているせたな町の漁業者155名に総額1,007万5,000円を交付するものです。

5項目め、農業、漁業、商業振興のために新チャレンジ事業の早期具体化と実施につきましては、現在、国、北海道におきまして、様々な補助金や給付金をコロナ特別枠として拡充し取り組んでおり、前向きな投資を行う事業者を支援することとしておりますので、町としましても、それらの上乗せ補助を国の第2次補正予算により検討してまいります。

6項目め、釣り客や観光客など町外からの訪問自粛要請措置につきましては、4月28日から

30日にかけて、町内の釣り場スポット13箇所へ町外からの釣り自粛を求める看板を5月末まで設置しておりました。また町のホームページや観光協会のホームページでは、ゴールデンウィーク期間中の駐車場を含む観光施設の閉鎖につきましてお知らせし、現在も町外からの観光客が利用するキャンプ場などの施設を閉鎖しております。

7項目め、医療崩壊の回避と医療現場への支援を強化し、医療用マスク、フェイスシールド、防護服、消毒液等を確保することについて、これにつきましては、町民の健康維持や適切な医療を提供するため、医療の崩壊の回避については、発熱外来を設けるなど対応しております。また感染防止の基本となるマスクや消毒液などを購入し確保に努めたことに加え、たくさんの企業や個人の方々からこれらのご寄附をいただいたことから十分確保できております。

9項目め、国が行う一律10万円の特別定額給付金の申請の関係につきましても、国の実施要領に従って運用しており、障害者の方についても本人確認のためコピーの提出を求め作業を進めておりますが、特段問題は発生しておりません。またDV被害者で住民票がない場合でも、各機関が発行する確認書や証明書などの提出は必要になりますが、当町に申出があった場合には、当町が給付するものとなっております。なお4月24日から4月30日までを全国一律の事前申出期間として設定されておりました。この期間を経過しても申出がある場合には給付が行えるよう柔軟な対応をするようにしておりますが、現在までこのような申出はございません。

10項目め、国民健康保険等の被保険者資格証明書を短期被保険者証に切り替えることにつきましては、被保険者が帰国者、接触者外来を受診した際に資格証明書を提示した場合、一般の被保険者証とみなして取り扱うことと国より通知がなされていることから、当町においても通知に基づき発熱外来において同様の取り扱いをしております。

8項目めについては、後ほど教育長より答弁をさせていただきます。

次に2点目の、せたな町立国保病院に関するご質問であります。厚生労働省による再編、統合の議論が必要な病院名の公表については、必ずしも統廃合を求めているものではなく、病床機能の見直しやダウンサイジングによる再編のほか、2次医療圏における役割分担がしっかりと図られ、地域にとって必要な病院となっているかの視点が重要であると認識しております。この公表に関しては、地域の実情を踏まえることなく全国一律の基準によって分析されたもので、地域住民や医療関係者に不安を与え、混乱をもたらしかねないものであることから、町村会はじめ、北海道、北海道市長会、北海道国民健康保険団体連合会など6団体が国及び関係省庁に対し、昨年11月、道内各地域の実情を十分に踏まえた柔軟な対応について、強く要望したところであります。

今後も将来における地域医療のあり方は、地域が主体となり検討すべきであるという視点に立ち、関係団体と連携し国に対し必要な要望を行ってまいります。

ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて教育長。

○教育長（成田円裕君） それでは菅原議員ご質問の①の8項目め児童、生徒の学習の立ち遅れ対策のために必要な予算措置を講ずることについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策により、各小中学校は長期間にわたり臨時休業を余儀なくされることになりました。今後、同様の事態が起きた場合を想定し、再度臨時休業となった際に児童生徒の学習の遅れがないようにするための措置をあらかじめ講じておくことが必要と考えます。そのためオンラインによる遠隔授業ができるよう環境整備を進めるとともに、家庭のＩＣＴ環境が必ずしも整っていない要保護、準要保護世帯を対象に端末機器の貸し出しなどを行うための補正予算を７月以降の臨時議会でお願ひすることとしております。

次に３点目のご質問にお答えいたします。

この度の新型コロナウイルス感染症による児童生徒の学習の遅れについてであります。１学期の授業時数の不足分を調査したところ、各学校の行事、学年により異なりますが、小学校で最大７１時間、中学校で最大６４時間の不足となり、今後、これらの学習の遅れを取り戻すことが必要となります。ただし学習の遅れを取り戻すため、平常時の時数を増やしてやみくもに各教科の内容を身につけさせるのではなく、児童生徒の負担に十分配慮しながら行うことは大事なことで思っております。こうした考えのもと、臨時のせたな町校長会議を６月３日に開催し、協議をさせていただきました。その結果、校長会から提案のありました夏期休業日の７月２８日から３１日の４日間と、８月１８日から２０日の３日間の合わせて７日間を登校日とし、冬季休業日の１２月２５日と２８日、１月１８日と１９日の合わせて４日間を同じく登校日として全小中学校で授業を行うことといたしました。夏冬合わせて１１日間の登校日を設けたことにより最大６２時間の授業時数を確保できる見込みとなりました。今後コロナウイルスによる臨時休業などの不測の事態がなければ、十分に学習の遅れを取り戻すことができると考えております。

次に、家庭における教育格差についてであります。今回のコロナウイルス感染症に伴う臨時休業によって、パソコンやタブレットを活用した学校と家庭を繋いだ遠隔学習の必要性が全国的に議論されております。議員ご承知のように、パソコンやタブレットは高額な商品でもあり所得の低い世帯が簡単に用意できるものではありません。遠隔学習を行うことのできない家庭があることは、教育の機会均等を逸することになります。所得の多寡に関わらず同じ水準の教育を行うことが大事なことでありますので、所得による格差が生じないよう学習環境を整備する考えであります。具体としては、遠隔授業を行う場合は、要保護世帯、準要保護世帯に対してパソコン、タブレット、モバイルルーターの貸出を行いたいと考えております。なお要保護世帯に対する通信費については、公費負担で検討している旨の国からの通知がありましたので、準要保護世帯についても同じく公的負担の取り扱いになろうかと思ひます。

次に、長期休業に伴い心身にストレスや体調不良を訴える児童生徒の対応であります。６月１日の学校再開に合わせて、教育委員会所属の生涯学習指導主事とスクールアドバイザーを各学校に派遣し、児童生徒の学習の様子や体調管理の聞き取り調査を行っております。議員も危惧するとおり、児童生徒の中には夜遅くまで起きているなど不規則な生活による体調不良、運動不足による体力の低下に伴う疲れなどの症状、さらには家族との関係によるストレスもあり不安定な児童生徒、保護者もおります。スクールアドバイザーとの相談を望んでいる家庭もありますので、共働きの家庭の事情も考慮しながら、臨機応変に対応してまいりたいと考えております。い

ずれにいたしましても、長期休業に伴う心のケアや不登校などの様々な対応につきましては、各学校の担任や養護教諭、北海道教育委員会から派遣されるスクールカウンセラーなどの関係者、北海道教育委員会などの関係機関と連携を図りながら対応してまいります。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長に対して再質問を行います。

まず1点目、新型コロナ問題は長期に渡ることが想定されております。今1番大事なことは、経済活動の自粛要請と共に公的な補償一体に取り組むことであります。国の第2次補正予算に合わせたせたな町としてのさらなる支援に取り組むべきだと考えます。これまで経済対策対象外にされている商工業者や農業関係者、福祉や介護の現場への支援策などについて、さらに幅広く対応すべきだと思いますが、町長の考え方を伺います。

2点目、厚労省が関係自治体に求めている公立公的病院の再編、統合問題の結論を出す時期を、当初予定の9月から来年の3月か9月にする案が出ています。今必要なのは、せたな国保病院などをしっかり守ることであり、再編や統合などではありません。町長は、厚労省の構想にきっぱりと反対すべきです。そしてこそ新型コロナウイルス感染対策と、町長が公言した公立病院改築に向けた課題整備の促進を可能にするのではないのでしょうか。

以上2点についてお尋ねいたします。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員にお伺いしますけど、1点目の質問は先ほどの横山議員の質問とほぼ重なっているんですが、同じような答弁になろうかと思えますけど求めますか。

○11番（菅原義幸君） エッセンスを教えてください。

○議長（真柄克紀君） わかりました。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをいたします。

先ほどの横山議員の答弁と被ることになりますが、新型コロナウイルスの影響によりまず経済の立て直しということにつきましては、長い期間が必要になってくるということを既に申し上げております。したがって、今後さらに影響も大きなものに拡大するということを考えますと、その辺もじっくりと確認をしながら、適切な対応を図ってまいりたいというふうに思うところでございます。

それから厚労省の関係であります。まず状況としては、このコロナの関係から対応方針の期間延長につきましては、これは新聞ですが、今後は地域における感染症対応について議論が必要なことや、コロナ患者を受け入れた病院の評価などを考慮した議論を求めるとされていることなど、国の考え方に変更が生じる可能性がございます。これが一つ。

それから町立病院の必要性につきましては、現在、新型コロナ感染症の発生に伴い、いわゆる発熱外来を設置して公立病院の役割をしっかりと果たしている。重要な病院であるということ。

3つ目、再編統合これは厚労省の再編統合が決定事項では無いということ。このようなことから今後の動向を注視してまいりたいと考えております。そして議員おっしゃいました反対すべきではないかというお話でございますが、これは最初の答弁でも申し上げました。強く全国一律の

対応につきまして北海道は違うと、強く柔軟な対応について要望しているということを答弁をいたしました。したがって、これは私の考えとしては、厚労省の全国一律な基準につきましては反対をしているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは3問目の質問です。せたな雅荘の再開と不正確な町長答弁の是正、情報公開、恵福会への助成金に関する再々精査について、町長並びに代表監査委員に伺います。

①、9日の道新報道記事に対して見通しが、立って良かった、再開はいつですか、菅原さんの質問が実ったね、などと喜びの声が寄せられています。最近、失点続きの高橋町政としては、久方ぶりの明るいニュースであります。雅荘再開の時期について町長の口から責任のある答弁を求めます。

②交渉の相手が町内の事業所ではなく、東京のイムスグループ本部であることが明らかになりました。これまでのイムスグループに対するこれまでの交渉内容と交渉経過を時系列で明らかにしてください。

③補助金返還に関わる檜山振興局との折衝経過について時系列に説明を求めます。

④恵福会に対する助成金の返還について、償却資産期末残高分の加えるべきだと考えますが、代表監査委員の所見を伺います。また本助成金の交付要綱の過去2回の助成金との整合性や、他の介護サービス事業所との公平性についても厳格に監査すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3問目の質問にお答をさせていただきます。

1つ目のせたな雅荘の再開につきましては、現在もなお相手先に検討していただいている最中でありますので、いつ再開するかという具体的な時期につきましては、現段階で申し上げることは出来ませんが、再開に向けて継続して努力をしております。

2点目のご質問ですが、交渉の相手先につきましては、先月25日開催の総務厚生常任委員会において事業者名を申し上げました。これまで道南ロイヤル病院を通じ交渉を進めてまいりましたので、町内事業所に検討していただいているとお答えをさせていただきました。事業所名の公表につきましては相手方の意向もあり、これまで控えさせていただいておりましたが、今般、了承をいただいたことから公表させていただいたところであります。

これまでの交渉内容と交渉経過についてご説明いたします。平成31年1月18日、イムスグループ道南ロイヤル病院事務長を通じて、グループ内でせたな雅荘の事業継続について検討いただけないか相談させていただきました。結果、3月19日、せたな雅荘単体の事業運営は厳しいとのことからお断りされております。町としても何とか事業再開をしたいということから、恵福会とも協議を続け雅荘再開に向けた方法の一つとして、施設全体の運営について再度イムスグループで検討していただけないか、令和元年9月30日、道南ロイヤル病院事務長にお願いに伺っ

ております。11月29日イムスグループ会長と面談させていただき、雅荘を含む施設の運営についてお話させていただきました。この時は恵福会理事長が都合があわず、わたくしと担当課長との2人で伺いました。本年1月7日にグループ本部から部長2人が来町され、雅荘を含む恵福会が運営する施設を視察され懇談をさせていただきました。恵福会からは理事と施設長、事務長が出席しております。その後、事業承継に係るさまざまな質疑のやりとりを担当課長を通じ、グループ本部と行っております。3月3日、グループ本部と面談する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染の関係から中止となり、3月30日に面談をさせていただいております。町からは、私と担当課長、恵福会からは理事と施設長とで伺い、事業承継に係る諸手続の確認を含め引き続きの検討をお願いし、現在に至っております。イムスグループとの交渉内容と交渉経過については以上であります。

3点目のご質問の檜山振興局との折衝経過についてご説明いたします。平成30年11月28日に町担当者、恵福会施設長、事務長とで振興局に伺い、雅荘の休止について相談をしております。12月11日、担当者が振興局に伺い、補助金返還が発生しない方法について協議をしております。平成31年2月26日、担当者が振興局に伺い、雅荘廃止に至る経過報告と事業再開に向けて検討している旨を説明しております。令和元年5月17日、担当課長と担当者が振興局に伺い、事業再開における検討状況を説明しております。12月23日、進捗状況と今後のスケジュールを確認したいとのことで振興局担当課長等が役場に来庁しております。令和2年4月13日、イムスグループとの交渉状況説明のため担当課長が振興局に伺っております。その中で事業再開に向けて4つの方法で検討してもらっている旨の説明をしております。4月27日、4つの方法それぞれの諸手続について担当者からメールにより照会、その結果5月13日に他の社会福祉法人への無償譲渡は補助金返還が発生するという回答がございました。この回答は、北海道から国にも照会しての回答であるということを受け、5月25日開催の総務厚生常任委員会の資料でお示ししたところであります。これは常任委員会当日にも再度、振興局に確認し、間違いのないとの回答を受け常任委員会において説明をしたところであります。5月27日になりまして、檜山振興局より他の社会福祉法人への譲渡による事業継続は可能、補助金返還は発生しないとの連絡がございました。翌日、担当課長と担当が振興局を訪れ、その事実確認をさせていただきました。その結果を受け、6月4日に再度、総務厚生常任委員会を開催していただき、説明内容の修正をさせていただいたところでございます。檜山振興局との折衝経過については、以上であります。

○議長（真柄克紀君） 残間代表監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） それでは菅原議員のご質問にお答えいたします。

まず償却資産の期末残高を資産として加えるべきのご質問についてでございますが、2度のご質問をいただいております。議員のおっしゃる意味も十分承知しております。しかし、この度の監査において交付要綱では第4条で助成額は単年度の収支不足額となっております。そのことから損失補填の観点から資金収支での監査を行っております。また取得金額から減価償却累計額を差し引いた額が帳簿残高となる訳でございますが、資産価値の減少を一定の年数に配分

する。それが減価償却の計算による帳簿残高になるわけですが、個々の価値、これは時価と言ってもいいとは思いますが、大きく乖離している事例が一般的でございます。今回の備品の大部分は補助対象品であり、補助金の財産処分制限があること。また介護の特殊備品であること等々から、税法の耐用年数から算出する物質的減価である帳簿残高をもって処分財産とみなすことは困難であると判断していることでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、助成金に関する整合性でございます。各助成金の都度交付要綱を定め、それぞれの交付要綱で目的・交付条件・交付額等を設定し支出してございます。この度の定期監査では、その時の要綱での監査を行っておりますので、過去2回との整合性についての答弁は確認してございませんので、差し控えさせていただきたいと思います。また他の事業所との公平性については、行政執行上重要なことであると考えてございます。したがって今回の定期監査報告においても、今後の助成金の在り方について3点の意見を述べさせていただいてございます。町側において公平性、透明性に努め事業を執行されることを望んでございます。

最後に、厳格な監査をすべきとのことでございます。今回の定期監査実施に当たっては、相当の事前調査、聴き取り確認等を重ね必要な監査手続きを行い、本文、意見に記載したような報告書となったものでございます。監査では町側に対して、より適正な執行を強く求めてございます。監査委員としての職責を再認識し、今後も務めてまいりたいと考えてございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。

①道新の報道は、今月4日開催の第3回総務厚生常任委員会での審議を踏まえてのものだと思います。私も当日傍聴しましたが、記事の内容は極めて的確であり、すぐれた洞察力、観察力に基づく報道だと確信をいたします。兼ねてから私は、雅荘の再開を強く求めてまいりましたが、それが入所者のご家族の切実な願いに応える唯一の道であり、合わせて1億5,000万円の補助金返還を回避する方策だと考えるからであります。補助金の返還は、形式的には恵福会の責任に属するものですが、事実上、最終的な政治的責任は、せたな町が負うべきものであり、町長の責任は極めて重大であります。町長には政治生命をかけて、必ず雅荘を再開されますよう強く督励申し上げる次第であります。及ばずながら私も協力させていただき所存でございますので、速やかに再開の時期を町民に報告されますように、引き続き全力を尽くしていただくよう再度質問いたします。

②、これまでの町長答弁について再質問いたします。先ほど町長答弁で、東京のイムスグループとの交渉経過が時系列で明らかにされました。正直に言いましてメモしきれませんでした。どこがどうで、どっちがどうなっているの。町長、これあとで出してもらえますか。正確を期さなきゃなりませんので間違った理解すると失礼ですから、これは2と3の部分について、終わってからで結構ですから書面で報告をいただきたいと思います。それで報告を記憶している範囲の中で再質問させていただきますが、町長は最初、昨年の6月議会で、町内の事業所と交渉しているって言ったんです。会議録のコピー持ってきてますから出しますか。9月にも引き続きそう言っている。私自身も折衝しているんだと。12月もそうなんです。ところが3月議会に変化しまし

た。今まで相談している町内グループの関係者が何かほかの地域から来て、ここの施設を見るんだという答弁になってきてるんです。町長、町内の事業所の方に再開を要請してきたという過去の答弁と、いきなり町外の業者との接触が報告されてくる。ここの間に整合性があるんですか。私は一貫して町長にお尋ねをしてまいりました。今回の一般質問で5回目になるんですかね。その中で今回初めてなんですよ、交渉相手側の名前が挙がったのは、イムスグループ。しかし昨年、一貫して町内業者と折衝しているということをおっしゃってこられましたが、町内事業者の名前は今日ただいま、この時点でも明確に町長の口からは報告されていないのであります。改めて再質問で明らかにするようにお願いを申し上げたいと思います。イムスグループとの折衝が今メインになってるということなんだろうが、これは先ほどの報告ちょっと聞き漏らしましたが、今年の1月に入ってから以降というふうに理解してよろしいですか、接触は。最初の接触はいつだったんですか。議長ちょっと休憩して、その点だけ町長から説明もらえませんか。再質問の関係ありますから。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時45分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を続けます。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そういたしますと町長、昨年12月に私が行った一般質問に町長こう答えているんですよね。議会だよりから紹介します。町長の答弁ですよ。せたな雅荘の再開については、9月の第3回定例会での町内事業所に検討していただいているとお答えしたとおりで、私自身も事業所の関係者とお会いし、お願いしています。こういうことなんですよ。この交渉は相手側がありますのでなかなか思うように進んでいませんが、随分前進してきたという印象受けています。これ去年の12月17日の答弁なんですよ。ですからイムスグループではないんですよね。イムスグループっていうのは、だって今の答弁ですと1月18日ですか。そしたら1月18日以前の町内業者というのは、イムスグループとは別の団体だと思いますから、そこはぜひ明らかにしてくださいよ。イムスグループの交渉でここまで明瞭にしたんですから、イムスグループと異なる昨年6月から交渉していた事業所との交渉内容、経過、問題点どこに行き詰まったことがあるのか、これはしっかり検証させてください。その際、町長はスタッフの確保の問題についても、いろいろ町内事業者と詰めているんだという話までしておりましたが、その具体的な内容についてもお尋ねをしたいと思います。

③ですが、補助金返還に係わる檜山振興局との折衝について、どうも聞いている限りでは釈然としてないんですよ私はね。それでどの点かと言いますと、昨年同じ時期に旧瀬棚区の三杉荘の解体の問題がありましたね。この補助金返還の対象になって返したんですが、これは解体を昨年3月末までに振興局に報告してるんですよ。昨年ね。要するに平成31年度、年度末までに解体

しちゃったと報告してるんですよ。日にちは23とか4とかありますけど、末までに報告してるんです。その結果、檜山振興局はどうしたか。これは12月末に補助金返還の通知を、我が町に寄こしております。そして今年1月28日には、約2,800万でありますけれども、これを払っているんです。そうすると昨年3月31日の時点で廃止届を恵福会を町に1通ね、道の関係で2通出してるわけです。町はこれ介護事業所として閉鎖しましたよっていう届け出ですよ。それから檜山振興局の方には、多分、老人保健法と社会福祉事業に係わる2本の報告をしているんだろうと思うんです。そうであるにもかかわらず、この雅荘の返還については、非常に大きなタイムラグがあるんです。道のやり方が一貫性を持ってるとすれば、三杉荘の返還時期これと合せて雅荘の返還も求められないとならないと思うんです。そして2,800万返した1月時点で雅荘も1億5,000万円の返還も当然措置されないとないと思うんですよ。私は道が猶予してくれたということを、大きい声では言えませんが喜んでおります。しかし扱い方、同じ時期、同じ町で事程左様に違うのかと。しかも今2年目に入ってるんですよ。先ほどの町長私ビックリしましたよ。北海道新聞であれだけ町民が喜ぶ報道がされていて、町民の皆さんも喜んでるのに、さっきの町長の答弁これなんですか。再開の時期は、申し上げられないっていうんですよ。そう言いましたよね。そしたら何も今までと変わらないじゃないですか。昨年6月から一貫して私質問してきてるのに、再開の時期明確にできないってその1点に限って言えば、何の進歩も発展もしてないじゃないですか。私これじゃ困りますよ。今60人に及ぶ特別養護老人ホームの待機者がいるんです。その家族もいるんです。もう1年3カ月にわたって今か今かと待ってるんです。こここのところに焦点を当てて取り組もうとするならば、今までのように情報は申し上げられません、相手の名前は言えませんが、補助金返還をしなくてもいい方式は、ある時はこうでした、2日目以降後には間違いでした、こうでしたと、本当に一貫性の無いあなたの対応について私心配しております。

一つ申し上げておきたいことがあります。それは保健福祉課の職員、幹部以下、疲弊してますよ。これあなたもわかってるでしょう。これだけ連続議会で問題になって、新聞にも出て、補助金返還になって、連日とは言いませんが、総務厚生常任委員会も2回にわたって開かれてる。非常に厳しい委員の側からの叱声の声もありました。課長や補佐に向かってですよ。私はね、あの時傍聴しておって気の毒でしょうがなかった。やっぱり町長の判断力、決裁権者、町政執行者として不徳のところから来るんですよこれは。大事な問題だから町長聞いといてください。私は、昨年の12月に、この補助金の金額は精査されていないであろうから、一旦減額して精査して1月に入った臨時会で再提案なさったらどうですかと、あなたに提案したんですよ。議会運営委員会の場でも私言ったんですよ。あなたは拒否しましたね。だから私は議員提案で減額補正の提案をしたんです。皆さんね、町長付度したのかしないのか、そこはわかりませんが、私のもっともな減額修正の提案にどなたも賛成しないんですよ。ということは、その限りでは議会の責任も極めて大きいと言わざるを得ません。その議員が常任委員会の場面になったら、担当課の課長や補佐を鬼の首でも取ったかのように責めるということについては、私は議会人として納得ができません。まず、その時に誤りを正せなかった議会側の不徳。精査していないのに精査と判断

した議員側の不徳、ここから始まらなきゃならんのですよ。私は、担当課の課長、補佐に大変そういう意味では、同情すると思いました。町長それで、長くなりますからあとまとめますから、町長はやっぱり最終的な決裁権者です。行政執行権はあなたが持ってるんです。部下がやった不十分ないろいろな仕事については、あなたの点検してダメな時には指示して、良いと思えば決裁してという決裁権者としての責任あるんですから、それでもなおかつ間違っただけはどうか。部下の責任にはなさないでください。部下の誤った仕事を発見しチェックできなかった、あなたが不徳なんですから、だから責任は行政のトップが取るべきなんです。成果を上げた時には、担当の部下、職員をほめるべきなんです。私の目には逆さまに見えますよ。それで前に進めなくちゃなりません、監査委員に対して一言申し上げておきたいと思うんです。再質問はしません。ただし納得してもいません。私は、この9月に行われる令和元年度の決算審査で、もうこれは決算審査、時間も十分、回数も十分ありますから、じっくり本当に納得できるところまで、あなたと議論をさせていただきたいと思います。これは極めて重要な問題ですからね。それからもう一つだけ、答弁いりませんよ、もう一つだけ言っておきたいのは、今回3回目の要綱、これは補正予算を決めるときにでき上がっていた要綱でないんですよ。補正予算は、去年12月17日でしたが、要綱ができあがったのは翌年の1月15日なんですよ。全く後追いで作ってる。いいかげんなもんだと言ったらいいかげんなもんですよ。不十分な形で計上した予算を出せるような形でしかまとめてないんです。簡単に言いますと、最初の助成金と2回目の助成金、これは雅荘を継続させるということの前提で出した助成金です。ところが今問題になってる3回目の助成金はそうでないんです。根本的に性格が違ふんです。だからそこに整合性がないんです。3回目の助成金出した時に再開のために出すんだよというその1点があれば、休止、廃止しないで続けるということをして前提にして協議をしなくちゃいけなかったはずなんです。こういう問題があるんで、これは監査委員の今の答弁と食い違ひますから、再質問はあえてしないで決算審査でやらせていただきたいと思います。

町長に再質問の答えをお願いします。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町側の答弁を求めます

町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをさせていただきます。

1点目の新聞報道の関係でございますが、これは総務厚生常任委員会で説明している以上のものはございません。

それから2つ目の町内事業者関係でございますが、これは窓口、道南ロイヤル病院を通じての

ことでお願いをしているということから、町内事業者という説明をしてまいりました。

3つ目、補助金の関係であります。これは現在も施設はまだ残っております。再開を目指して、今いろいろと取り組みを進めている状況でございます。そうしたことからこのような状況となっているというふうに思っておりますが、これもいつまでもいいということにはならないというふうに思いますので、順次、振興局と打ち合わせをさせていただきながら、そういったことのないように進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問です。いくつもあるんですが3点に絞ってお尋ねします。

まず1つは、町内の事業所とずっと交渉してきたという、あなたの12月議会までの答弁、一貫して町内の事業者だと言ってきたんです。これがある日突然、東京に本部があるイムスグループだと。私何を信用すればいいんですか。いいかげんにしてくださいよ本当に。これは何らかの形で責任を取っていただきたいと私は思います。納得いかなければ私は議会だよりで、あなたの責任に属する発言一覧表にしてお出ししますから。しかも町内の事業所とは、スタッフの問題まで話し合ってるという答弁もしてるんですよ。どういうことですか。まずそれが1つ。

それから2つ目なんですが、私はやっぱり心配が頭から離れないのは、道からの補助金返還の文書が来たら大変だなんていう気持ち今でも持ってます。そこで振興局は、今、一生懸命せたな町が代わりの業者を探してるから、もうちょっと待ってあげようと言って、いわば温情で待ってくれてると思うんです。そうでなければ、去年の旧三杉荘の解体の件と同じように、去年の3月末に廃止した事業については、少なくとも翌年度内のうちに返還業務させるものなんですよ。これが当たり前なんです。しかも同じ町のね、同じ介護福祉関係の建物で、時期も同じだったと。一方は12月に書面が出て1月に返したと。何でもう一方は翌々年6月になってもまだ音沙汰無しということになりますか。ただ待っててくれることはありがたいんですが。私町長に申し上げたいのは、書面できちんと振興局なり、道のほうと契約しておいてくださいよ。どういう条件のもとでどうなれば、いつまで待つのかと。そのことを議会にも示してください。これは今日、再々質問として申し上げておきます。

そして再々質問の最後です。再開に踏み切るというときに、いいですか。いろいろな再開の仕方あると思うんです。恵福会がもう一度事業に戻るというのも、これも一つです。町が直営でやるというのも一つです。今のイムスグループが恵福会を傘下に収めて、例えば直営であったり、あるいは指定管理ですか、いろいろあると思うんです。ただその時に、どういう組み合わせや、どういう仕掛けであろうと絶対に解決しなきゃならない問題が一つあるんです。それは再開に踏み切る時に介護スタッフを含む現場スタッフ、これがきっちり確保されなければ、業務に入れませんからね。その確保は私は容易ではないと思います。当然、職員の待遇ということが問題になりますから、直ちに経営が可能かどうかということも連動してくるんですよ。指定管理料を幾らにするのかという問題も関係する。それよりも人材確保が可能なのかと。イムスがやる時には東京からスタッフを引っ張ってくれて、ある程度の数抱えて来てくれるんですかというようなことも含めて、慎重に考えていかなきゃならない問題なんです。このスタッフの問題についても、

恵福会が撤退する時の大きな要因の一つになってるわけですから、十分ここにも目配りをして、万が一にも手落ちの無いように万全を期していただきたい。

以上で再々質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず先ほども答弁を差し上げましたが、町内事業所とイムスということにつきましては、これは繰り返しになりますが、同じと思っていただいて結構でございます。

補助金につきましては、これはこれまでの道とのやりとりの中で、再開を目指すということで現在、返還に至っていないと、求められていないという状況でございます。

それからいろいろ再開に向けていろいろな方法があるというふうに思います。それらの方法について今検討いただいているというふうな状況でございますが、そうした中において、議員言われましたように、いろいろと乗り越えていかなければならないハードルというのも当然あるのも事実でございますので、そうした部分について一つ一つクリアをして、私たちとしては、再開を目指すということになるものというふうに思います。しっかりやっていただきます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁漏れです。補助金返還に係わる振興局とのやりとりについて、書面での確認を求めているということについて答弁がございません。補充してください。

○議長（真柄克紀君） わかりました。確かにその質問ございました。

町長答弁。

○町長（高橋貞光君） これにつきましては先ほど答弁したとおりでございます。相手のあることですからもう一度振興局に確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 確認してくれって言ってるんじゃないんですよ私。町長ちゃんと聞いてくださいよ私の質問。改めて確認してくださいって言っているんじゃないんですよ。書面で間違いのない事実として確認してくださいって、それを議会へ出してくださいよ。それほど厳しく、極めて重大な問題なんですよ町長。議長にも、改めて申し上げておきたいと思います。書面での振興局との契約、後ほど議会に出していただくように要請いたします。

○議長（真柄克紀君） 町長、要するに道との話をきちっとしたものをわかるように文書として掲示していただきたいと、現状をとということです。そしてその報告をきちっと文書化できるようにしてくださいということです。

町長。

○町長（高橋貞光君） それにつきましては振興局と相談をしていただいて、議員から頂戴しました質問に沿って、できるかどうかというのも含めまして相談をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） それでは、この件に関しては私のほうからも重ねて議会のほうとしても資料要求をさせていただくということで一任願いたいと思います。申し添えます。それと先ほど菅原議員のほうからありました一連の経過等についての時系列の日程、その他についての、今ま

での事実に関しては、正式に議会のほうに提出していただきますので、町長よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて菅原議員4問目の質問を許します。

○11番（菅原義幸君） 行財政運営有識者懇話会のあり方と、町民参加のまちづくりの推進について町長に伺います。

①要綱で設置された懇話会に約40万円の報酬が予算化されています。これは本来条例で設置すべきであり、議決不要の要綱で処理した理由を伺います。

②懇話会の機能と役割は、条例に基づく審議会や協議会とは別物だと考えますがいかがですか。

③委員の任期を会計年度ではなく、町長の任期に合わせたこと。委嘱した8人の委員中5人が高橋貞光後援会の中枢幹部であることは極めて不自然であり、町長の見解を求めます。

④行財政運営の方策は、限られた少数のメンバーによる懇話会では無く、議会と協力し各界、各層、各地区での懇談会や町民アンケートの実施など町民参加によるまちづくりという全般的な観点から取りまとめるべきではありませんか。

以上4点お尋ねします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは4問目の質問にお答えをさせていただきます。

1点目でございますが、懇話会の設置は本来、条例で設置すべきところのご指摘については、他の地方自治体を鑑みても条例での設置、または要綱での設置、見解については分かれているところでございます。当町の行財政運営有識者懇話会の設置目的は、これまで議会に説明させて頂いたとおり、令和2年度をもって普通交付税の合併算定替期間が終了いたしますことから、速やかに合併効果の庁内検証を加え、今後、持続可能な行財政運営の方策の取り纏めに資するため、有識者で構成する懇話会を設置したものでございます。したがいまして、懇話会での議論や町への提言などにつきましては、町の基本的、また重要な内部事務の取扱いとなりますことから、要綱での設置とさせていただきました。

2点目のご質問であります懇話会の機能と役割は、条例に基づく審議会、協議会と別物ではないかところのご指摘については、私も議員と同じく別物と考えております。条例とは、町がその事務等について、議会議決によって制定する法規であり、法律の範囲であれば、それぞれの自治体に合わせ制定が認められております。また要綱については、法令による根拠がないため、法的拘束力がないことから要綱で設置された懇話会と条例で設置された審議会、協議会の機能、役割は別物であると考えております。

3点目、委員の任期と委員構成が私の後援会の中枢幹部が5名で不自然であるとの質問でございますが、はじめに懇話会委員の任期につきましては、これまでも答弁させていただいておりますが、当町の今後における行財政運営は非常に厳しいものがあると考えており、その課題解決は喫緊でありますことから、私の町長としての任期中に何とか道筋を示したい、こうした考えから任期につきまして、私の町長としての任期を考慮して令和3年9月30日といたしました。また委員8人の内、私の後援会5人が占めているということのご指摘でございますが、これは確認し

ましたところ3名でありました。またこれまでさまざまな委員の選任にあたって、私は、後援会員で有るか無いか、そんなことに気を使ったことはございません。あくまでも委員としてふさわしい方をお願いをしております。今回は、町内の識見を有し、これからのまちづくりを真剣に考えていただける方を選任させて頂くことが1番自然であるというふうに考えたところでございます。

4点目、行財政運営の方策は、限られたメンバーによる懇話会ではなく、町民参加による全町的に取りまとめるべきとのご質問につきましては、懇話会が行財政運営に係る方策の決定権は勿論ございませんことから、この取りまとめにつきましては、町民皆様からのご意見、要望などを勘案し、丁寧な説明を心がけ進めてまいりたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。

この懇話会が極めて問題があるということは、所管の総務常任委員会でもいろいろ議論されていたようであります。また過去の予算審査の中でもいろいろ議論されました。3月定例会でもそうであります。いろいろな問題点を指摘され尽くした中での問題でありますけれども、一つ申し上げたいことは、条例に基づいたものではないということなんですよ。要するに法律上の根拠ないんですよ。これは町長お認めになったとおりです。懇話会の懇話ってというのはどういう意味ですか。辞典調べたら懇談っていう意味なんですよ。楽しく意見を取り交わす。法的には何の根拠もないんですよ。これまで設置してきたさまざまな種類の審議会や、あるいは協議会等とは全く性格を異にするものだということは、町長もお認めになりました。後援会の名簿5人でなく3人だって言いましたけど、確かに突合したのは29年の後援会名簿ですから、辞められた方もいるとすれば人数が減ってるかもしれません。しかし中枢の幹部会の方だというのはあなたもご承知でしょ。あなたの名簿なんだから、それで何を言いたいかっていうと、有識者懇話会というネーミングにもかかわらず、町長ね、ただ1人の外部有識者も入ってないんですよ。入ってますか外部から。あるいは外部の専門家、行政や財政に係わる専門家入ってますか。私はメンバー見たら確かに皆さんすばらしい方ですよ。まじめでね、人格、識見共に、しかしあなたが鳴り物入りで設置した行財政運営懇話会、これを本当に実のあるものにしようとするれば、なんで専門的な学者や外部の人たちを入れないんですか。これは決定的な間違いだと思いますよ。その時に懇話会というようなものでいいのかってというのは、逆に議論しなければなりません。私これ再質問で止めますから最後だと思って聞いておいてください。3月27日の第1回懇話会の会議録を見たいんです。何て書いてあるか。今年度10回程度を予定しておるっていうんですよ。懇話会10回もやるっていうんだから。総務課長がはっきり言ってるんだから。それはタダでやるんじゃないでしょ。報酬を支給するから結局は町民の税金でやるわけですよ。40万の予算計上してるって言っても、足りなきゃまた補正するんだっていうんですから。そうなりますか町長。町長に必要な助言を行うんだということになってるんですよ。助言ですよ。これは極めて政策的であり、政治的であり、重要なアクションなんです。だからこの日の議会で、この種の会議で会議録をず

っと読んで見ますと、ある町職員のOBの方、こう言えばあなたわかると思うんですか、その方の発言は問題なんですね。ちょっと紹介しておきますよ。その方はこう言うんです。町の政策遂行のために、後押しをして行きたいと。町の政策の遂行のために後押しをしていきたいって言うんですよ。町が悪い時には批判し、足らない時には提案して、冷静に第3者の立場で関わっていききたいという話ではないんです。こんなの読みますと、あからさまな町長への応援、後援だと本人図らずも、あからさまにしゃべったということになるじゃありませんか。これ会議録に出てから町長、目を通してください。あなたも出席していたからわかってるはずですよ。私はこの懇話会は、公平性も中立性も欠いた文字どおりの町長の後援組織になっていると思います。町民の公金を使って報酬等支払う何の法的根拠もない以上、直ちに解散することを強く要求して、再質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをさせていただきます。この行財政有識者懇話会の設置につきましては、議員ご承知のように2月13日には総務厚生常任委員会で調査をしていただき、設置を承認してもらっております。また3月2日、補正予算の提案をいたしまして、これも説明をさせていただいて、原案どおり可決決定をいただきました。この時は確かに菅原副議長からは反対の意見がございました。3月17日この予算審査特別委員会におきましても、これまたしっかりと説明をさせていただいて、承認をさせていただいているところでございます。そういった手続を踏みまして設置をさせていただきました。委員のこのメンバーにつきましても、議員からただいま人格を認めていただきました。よかったなというふうに思っているところでございます。発言につきましても、これは懇話会でありますから自由にいろいろな発言が出るということはこれは想定をしております。委員の皆さんからいろいろな角度で、このご意見をいただいて、そうした中しっかりと、この新町のこれからの行財政運営に反映していけたらいいなというふうに思っております。そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） これで菅原議員の一般質問を終わります。

以上で、般質問を終わります。

◎日程第6 報告第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、報告第1号繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

本件についての提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただ今上程になりました報告第1号繰越明許費の繰越しについてでございます。本件につきましては、令和元年度せとな町一般会計予算繰越明許費におきまして、繰越した予算について地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告するものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） 議案その１の２ページをご覧ください。令和元年度せたな町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。本件につきまして事業の繰越額が確定しましたので報告いたします。翌年度繰越額でございますが、３款民生費、２項児童福祉費の保育対策総合支援事業１１６万７，６５０円を令和２年度に繰り越しをいたしました。事業内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、保育所及び認定こども園に係わる消耗品、備品購入の経費でございます。繰越額の財源内訳でございますが、未収入の特定財源として国庫補助金の８９万６，０００円、一般財源２７万１，６５０円となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

報告第１号は報告済みといたします。

◎日程第７ 報告第２号

○議長（真柄克紀君） 日程第７、報告第２号株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 報告第２号につきましては、株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてでございます。地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づきまして、株式会社北檜山観光振興公社の経営状況に関する書類を別紙のとおり提出するものでございます。４ページから９ページまでにつきましては、第２６期の経営状況でございます。同じく１０ページから１３ページまでにつきましては、令和２年度第２７期の営業計画並びに収支予算でございます。

内容につきましては担当課長から説明を申し上げます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） それでは報告第２号の内容につきましてご説明いたします。去る５月２８日に開催された株式会社北檜山観光振興公社株主総会におきまして、第２６期事業報告並びに決算報告、第２７期営業計画並びに収支予算が承認され、先般、町に対し経営状況に関する書類の提出がございました。

まず４ページをご覧ください。第２６期事業報告につきましては、記載のとおりそれぞれ会議、事業を行い、地域に貢献しているところでございます。

次に5ページをご覧ください。第26期事業報告につきまして、第26期の損益計算書でございます。申し訳ありません。訂正をお願いします。括弧内に、至る令和元年3月31日とありますが、令和2年と訂正をお願いいたします。お詫びして訂正申し上げます。

はじめに経常損益の部の営業損益の部では、売上高は前年度に比べまして約78万円減の1億5,933万404円となっております。内訳につきましては、右側に記載のとおりとなっております。これに係る売上原価につきましては3,514万2,465円となることから、売上総利益は1億2,418万7,939円となっております。次の一般管理費につきましては1億3,615万8,329円となっております。内訳につきましては、次の6ページにありますが説明は省略させていただきます。以上のことから今期の営業利益につきましてはマイナス1,197万390円となった次第でございます。

次に営業外損益の部では、営業外収益が1,397万2,618円で指定管理料が主なものです。経常利益につきましては200万2,228円となっており、法人税等引当金額を控除しますと、当期の利益は131万3,028円となっているところでございます。

続きまして7ページをご覧ください。第26期貸借対照表でございます。3つ目の二重丸の純資産の部で、株主資本金が7,832万1,656円で、これは資本金1億円から利益剰余金のマイナス2,167万8,340円を差し引いた金額となっております。

続きまして8ページをお願いいたします。第26期株主資本等変動計算書を掲載しておりますが、資本金及び純資産の部の当期末残高につきましては、先ほど9ページの説明と同じ内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして9ページは監査意見書でございます。

続きまして第27期の営業計画並びに収支予算でございます。10ページ、11ページ営業計画です。それぞれの部門ごとに記載のとおり計画しております。

続きまして12ページをご覧ください。第27期の収支予算でございます。まず売上収入では、宿泊売り上げ5,040万円をはじめとする各部門の売上収入と指定管理料などの営業外収入を合わせまして、合計で1億4,799万8,430円を見込んでいるところでございます。

続きまして13ページをご覧ください。経費内訳書でございます。経費の合計につきましては、1番下にあります1億4,749万8,430円となっておりまして、50万円の黒字を見込んでいるという内容でございます。

説明につきましては以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 第27期においての見通しで、収支関係におきましても、去年よりもコロナの影響で、大変厳しい状況じゃないかと思うわけです。何とか経営が営業計画どおり回復して、それに見合った収益の均衡が図ればいいんでしょうけども、やはりこのような状況っていうのがまだまだ続くと厳しい、まして観光です。なかなか戻らないという中にあって、確かに去

年よりもトータル的に予算額だとか減っておりますよ。減っておりますが、ちょっと減り方が甘いのではないかというふうにまず思います。全体的に去年と比べてトータル1,200万ぐらいですよ。それを目指すのはいいんでしょうけども、1番心配なのは見込み違いということで、その辺によっての見込みを立てながら、そしてそれに見合うだけの利用が無いというふうになりますと大きなこれ痛手を負うところなんです。最終的には資本金を食わなければならなくなるというようなことに繋がるということもあるわけです。取締役の一員として町としてのそういう経営に向けた、今年度における特別なそういう事業経営体制についてどのような指導といいますか、考え方でおられるのかということの一つお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） ただ今、道高議員からありましたとおり、非常に先行きが不透明で、本当に長期化されるのではないかという話もありまして、公社のほうでも苦心の末のこのような27期の収支予算なんです。この先は本当にどうなるかわかりませんが、大変厳しいものというふうに公社のほうでも考えてまして、努力目標ということでの、この数字ではありますけども、今後、観光客等々が入ってこない、厳しい状況が続きましたときには、協議によりまして指定管理料の見直しというのも考えていかなければならないのかなというふうには思っています。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 最終的にはそういう流れってということが考えられるでしょうけども、最初からそうじゃなくて、この状況に、いかにこの危機を乗り越えていくかという経営体制、こういったものっていうのは、町民にもやはり努力して汗を掻くという姿を見せないと、なかなかそう簡単にコロナの影響で減収になりましたよと。その辺補填くださいっていうことの安直な考え方にならないのかなと思うんです。やはりこういった状況だからこそ、思い切った経営体制といいますか、そういったものについてマンネリとした事業運営ばかりでなくて、ピンチをチャンスに変えるという言葉ありますけども、そのぐらいの切り換えといいますか、今後における観光的なそういう考え方、どのように経営運営していくのかという、今はもう新たな見直しをするいいチャンスだということの考え方で真剣に取り組んで、私はインバンドで日本国内海外からドンドン来てもらってという観光っていうのありましたけども、これは日本国内全部そうでしょうけども、これなかなか厳しいと。そうするとやっぱり日本国内における人方に旅行だとかを利用してもうらうというふうに国もなっておりますけども、やはり我が町においても町民あつてのこういうホテルといいますか、我が町のそういう滞在型の施設だということの考え方の中でのアイデアだとか、そういったものも考えてもらいたいと。高齢者の方もペット同伴で結構広まっているんですよ。ですからこういう機会に我がホテルもそういう面での利用といいますか、そういうことでやっていくとか、新しくそういう道を開いていくとか、いろいろなアイデア、ノウハウを持った、そこを努力していただければなというふうに期待をしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） 今年の経営に関することと言いますと、まず人件費を抑

えて極力、今、料理人が1人なんか辞めるらしいんですけども、事情があって辞めるんですけども、それも補充せずにやるとか、あともう既にもう2月、3月くらいからやっているんですけども、レストランの売り上げが落ちてるということで、テイクアウトをやってまして、これも月ごとにメニューを変えながら、結構、順調にこれが利用されてるというのも聞いてますので、今、道高議員おっしゃられたような、今後、宿泊のほうでお客さんを迎えられるような時期、状況になった時には、いろいろと今ご提案あったことも公社のほうに提言しながら、いろいろと進めていきたいというふうに考えております。

○議長（真柄克紀君） ほかにありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終わります。

報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第8 議案第8号

○議長（真柄克紀君） 議案第8号は補正予算に関連しますので、先に審議したいと思います。

日程第8、議案第8号せたな町国民健康保険条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その3の71ページでございます。

議案第8号せたな町国民健康保険条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険等の被保険者等に対し、傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案第8号せたな町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。

議案書は72ページからとなります。本条例の一部改正は、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定しました緊急対応策の中で、国民健康保険及び後期高齢者医療保険において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に、傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことから、国、道から市町村等に向けて傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請があったことから、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、議案書74ページ新旧対照表をご覧願いたいと思います。右が改正前、左側が改正後となります。まず第1条、国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。改正後の附則第5項では、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のため労務

に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給すると規定してございます。第6項では、傷病手当金の額は、1日につき、直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を労働日数で除した金額に3分の2に相当する金額とすると規定してございます。第7項では、傷病手当金の支給期間は、支給を始めた日から起算して1年6カ月を超えないものとする規定としております。第8項から75ページの第10項までは、傷病手当金と給与等との調整について規定されており、給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、傷病手当金の支給はしないこと。また受け取ることができる給与等の額が規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給するなどの規定となっております。

次に第2条、せたな町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。第2条では、町において行う事務についての規定であります。第8号で広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受け付けについて規定を追加するものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の国民健康保険条例附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） これで質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時13分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第9、議案第1号令和2年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1億8万3,000円を追加し、補正後の予算総額を98億2,848万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、賃貸住宅整備促進支援事業補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、温泉2号井源泉ポンプ改修工事費などのほか、行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして、地方債の変更1件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） 最初に議案その2、4ページ、第2表地方債補正から説明いたします。地方債の変更1件でございます。雪寒機械更新事業については、除雪専用車付加装置の追加に伴う限度額の変更でございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。それでは別冊の補足資料により説明いたします。事前にお目通しをいただいているものと思いますので、主な歳入、歳出のみ簡略に説明させていただきます。

はじめに歳出から説明いたします。補足資料の2ページでございます。議案その2では、9ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、国庫補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金220万8,000円の追加により、中間サーバープラットフォーム利用負担金に財源を振り替えるものでございます。6目基金管理費、24節積立金100万円の追加につきましては、町内の1事業所から一般寄附金がありましたので、寄附者の意向に沿って担い手育成基金に積み立てするものでございます。7目企画費では201万8,000円の追加をお願いするものでございます。18節、負担金補助及び交付金では、町内に新築する賃貸住宅の整備費用の一部を補助する賃貸住宅整備促進支援事業補助金200万円の追加については、1LDK、2LDKの整備戸数が当初見込みより上回るためでございます。13目諸費では349万円の追加をお願いするものでございます。通学定期運賃補助金109万円の追加は、交付事務の簡素化を図るために、檜山北高にバス通学している生徒に通学定期運賃を補助する通学定期運賃補助金に、教育委員会で補助していた檜山北高通学費補助金を一本化するものでございます。なお一本化することにより補助内容に変更はありません。次にコミュニティー助成事業助成金（一般）240万円の追加は、北檜山区本町会が夏祭り用のテント、ベンチ、提灯等の備品を整備するものでございます。14目新型コロナウイルス対策費では、国庫補助金の新型コ

コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費補助金1,801万1,000円の追加により、プレミアム付商品券発行事業補助金に財源を振り替えるものでございます。次は目の新設でございます。17目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費7,154万4,000円の追加をお願いするものでございます。3節職員手当等74万8,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等事業として、対応にあたる職員の時間外勤務手当45万円、管理職特別勤務手当29万8,000円の人件費でございます。10節需用費283万5,000円の追加は、ウイルス飛散防止対策及びウイルス感染防止用物資購入に対するマスク、防護服などの消耗品費270万9,000円、カウンター等の修繕料12万6,000円の経費でございます。12節委託料2,694万円の追加は、せたな産品を家にいながらにして買い物ができるように、海産物、農産物等を扱うネット市場の開設、運営業務としてせたな産品販売ネット市場開設業務433万9,000円、スクールバス運行業務について、3密対策として下校時のハイヤーを小型バスで対応するスクールバス密集軽減運行業務2,260万1,000円でございます。

次のページ3ページでございます。18節負担金補助及び交付金4,102万1,000円の追加は、デマンドバスを運行している瀬棚須築線、北檜山太櫓線において3密を避けるため、運行車両の大型化を図るためデマンドバス密集軽減運行事業費補助金1,594万6,000円の追加、休業要請協力支援金の対象とならなかった接客を伴う小売店、飲食店及びサービス業を営む事業者に対して、北海道が提言する新北海道スタイルを実践し感染リスクの提言に協力した事業者に対して、一律10万円の支援金を交付する新型コロナウイルス感染リスク低減支援金1,500万円の追加、檜山管内共通の対策として、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けているせたな町のひやま漁業協同組合の正組合員155名に対して、一律6万5,000円の支援金を交付する漁業経営維持支援金1,007万5,000円の追加でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、10節需用費、修繕料43万円の追加は、北檜山学童保育所が、せたな町青少年センターを使用していることから児童の安全対策として、防球ネット取り付けやロビーの修繕などをお願いするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、10節需用費、修繕料27万5,000円の追加は、狩場葬苑火葬炉1号炉の温度指示計が故障しているため修繕するものでございます。同じく6目公営温泉浴場管理費252万9,000円の追加をお願いするものでございます。14節工事請負費では、せたな町公営温泉浴場のバイブラ浴槽ろ過装置に亀裂が入り、水漏れしている状況であるため、ろ過装置を改修するものでございます。17節備品購入費32万9,000円の追加は、貝取潤温泉浴場に自動体外式除細動器AEDの設置をするものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、畑作構造転換事業補助金174万3,000円の追加は、北檜山町農業協同組合が品質の高い種子馬鈴薯を生産するため、種子馬鈴薯の原種、採種圃におけるウイルス病率を原原種圃並みに低減する取り組みに対して、補助金を交付するものでございます。全額道補助金でございます。同じく5目農地費217万円の追加は、豊岡排水機場の排水ポンプ1台が、原動機燃料系統に異常があり稼働できないため修繕するもので

ございます。また原動機冷却用の排水管が経年劣化による腐食のため、給水管の一部を修繕するものでございます。

次に４ページでございます。８款土木費、１項土木管理費、２目熱源供給施設管理費８７０万１，０００円の追加は、温泉２号井内のケーシングの老朽化に伴い、源泉構内の異物がポンプ及びモーターに侵入し破損したことにより、源泉ポンプの故障及び動力ケーブル絶縁不良のため、改修工事をお願いするものでございます。同じく２項道路橋梁費、２目地方道路改修事業費３０８万円の追加は、除雪専用車の作業時の追突事故防止のため、ブレード状態確認装置、車載標識装置などの付加装置を購入するものでございます。

９款１項共に消防費、２目災害対策費２００万円の追加は、大成区宮野町内会が自主防災組織の活動に使用する発電機、投光器、テントなどの防災備品を整備するものでございます。

１０款教育費、１項教育総務費、２目事務局費１０９万円の減額は、先ほど説明した総務管理費、７目企画費の通学定期運賃補助金へ一本化するため、檜山北高通学費補助金を減額するものでございます。同じく４項社会教育費、５目社会教育施設管理費４４万円の追加は、青少年女性研修所の室内に埋設されている給水配管が漏水しているため、事務室から浴室系統の給水配管を修繕するものでございます。

これにかかわる主な歳入でございます。戻りまして資料の１ページでございます。議案その２では６ページからとなります。

１４款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金９，３１０万３，０００円の追加でございます。１節総務管理費補助金では、主に新型コロナウイルス感染拡大を受けて創設した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費補助金８，９５０万５，０００円の追加でございます。同じく４目土木費国庫補助金では、除雪専用車の付加装置の追加に伴い雪寒機械更新事業交付金２７２万円の追加でございます。

１７款１項ともに寄附金、２目一般寄附金では、事業所及び個人からの寄附２件、１０５万円の追加でございます。

１９款１項１目ともに繰越金では、前年度繰越金１，４１３万９，０００円の追加でございます。

２０款諸収入、５項１目ともに雑入、１節総務費、雑入では、北檜山区本町会が夏祭りの備品整備に充当するコミュニティー助成事業助成金（一般）２４０万円の追加、大成区宮野町内会が、防災備品整備に充当するコミュニティー助成事業助成金（地域防災組織育成助成事業）２００万円の追加でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号

○議長(真柄克紀君) 日程第10、議案2号令和2年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に69万2,000円を追加し、補正後の予算総額を13億1,861万2,000円とするものでございます。

その内容でございますが20ページでございます。歳出では、2款保険給付費、2項1目共に傷病手当金におきまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について補正をお願いするものでございます。

これに対します歳入では、3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金の特別交付金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 内容については提案理由の説明で、ご理解をいただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 3 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 1 1、議案第 3 号令和 2 年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 3 6 6 万 3, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を 3 億 4, 3 1 2 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

その内容でございますが 2 4 ページでございます。歳出では、2 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目施設改良費におきまして、瀬棚海上保安署移転に伴いまして建設予定地の瀬棚区南川の地先に配水管が布設されていないため、北海道開発局より延長の要請があり、新設される施設の規模、使用量などを検討した結果、既設配水管を延長する布設工事を実施することになりましたので、瀬棚簡易水道配水管布設調査設計業務について補正をお願いするものでございます。

これに対します歳入では、全額、配水管布設補償費をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容については提案理由の説明で、ご理解をいただけるものと思います。内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 4 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 1 2、議案第 4 号令和 2 年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 2 2 3 万 1, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を 4, 2 8 0 万 3, 0 0 0 円とす

るものでございます。

その内容でございますが28ページでございます。歳出では、1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費におきまして、5月に実施をいたしました定期点検で、取り替えを要する修繕箇所が発見されました、洋上風車1号機のブレードベアリング及びリンクベアリング修繕について補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、風力発電事業基金繰入金をもちまして収支の均衡を図ってございます。説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容については提案理由の説明で、ご理解をいただけるものと思います。内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号

○議長（真柄克紀君） 日程第13、議案第5号せたな町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） それでは議案その3の1ページでございます。議案第5号せたな町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要な規定の整備を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。濱登税務課長。

○税務課長（濱登幸恵君） それでは、せたな町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。まず条例改正にあたりましては、令和2年度地方税制改正を踏まえた地方税法

等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴いまして、本条例の改正を行うものでございます。

議案の２ページから１３ページまでが改正文、１４ページから５１ページまでが新旧対照表となっておりますが、内容につきましては、５２ページからの概要により説明をさせていただきます。

まず今般の条例改正の主な内容につきましては、１つ目として、住民税の控除適用及び非課税対象の見直しでございまして、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平性の観点から、婚姻歴の有無等による不公平を解消するため、未婚のひとり親を対象とされたこと。

２つ目は、所有者が不明となっている土地の固定資産課税に係る措置でございまして、所有者情報の把握や課税の公平性の確保から、現所有者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大がなされたこと。

３つ目は、軽量の葉巻たばこの課税標準において、２年間で段階的に見直しをすること。

４つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、納税猶予の特例及び固定資産税の軽減に係る措置が主な内容となっております。この他にも、議案に記載のとおり各税目等法律改正に伴う規定の整備等がございしますが、主な内容のみ説明させていただきます。

それでは５２ページ賦課徴収関係でございします。附則第２４条では、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年２月から納期限までの一定期間において、収入に相当の減少があり、納税が困難な事業者等に対し、１年以内に限り徴収を猶予できる特例を新たに規定しております。附則第３条の２、附則第４条第１項では、延滞金の特例規定の整備を図る改正であります。

次に町民税関係でございします。５３ページ中段の附則第８条第１項、附則第１７条の２第１項、第２項では、課税特例に係る改正でございまして、肉用牛売却による事業所得の特例適用期限を令和５年１２月３１日まで延長、土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の適用期限を令和４年１２月３１日まで延長とする改正でございします。

次に第２４条第１項では、非課税の範囲について寡夫を対象から除き、ひとり親を対象とした規定の整備、第３４条の２では、ひとり親に対する所得控除を追加するなどの規定の整備を図っております。

次に５４ページ、上段の附則第２５条及び第２６条では、新型コロナウイルス感染症等に係る規定で、申告する際、入場料等払戻請求権の放棄をした場合には、その価格に相当する金額の合計額の寄附金を支出したものとみなし控除をする規定、また住宅借入金等特別税額控除について適用期限を１年間延長し、令和１６年度分までとする規定を設けるものでございします。

次に５５ページ固定資産税関係でございします。第５４条第５項では、所有者不明土地等に係わる所有者情報の把握のため、相続人の調査等を尽くしてもなお、所有者が明らかにならない資産については、使用者がいる場合は所有者とみなすことができるとする規定を設けるものでございします。

次に下段の第７４条の３では、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者に対し、必要な事項を申告させることができるとした改正でございします。

次に５６ページ、中段、附則第１０条でございしますが、新型コロナウイルス感染症の影響によ

り、中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋の固定資産税の軽減措置に係わる法律改正に伴い規定されるものであり、これは令和３年度課税に限るものでありまして、令和２年２月から１０月までの任意の３カ月間の売上高を前年同期と比べ、記載の減少率により２分の１又は全額の軽減措置を講ずるものでございます。

次に、たばこ税関係でございます。５７ページ、第９４条第２項では、紙巻たばこと比べて税負担が低くなっている軽量の葉巻たばこについて課税の公平性を図るため、本年１０月と令和３年１０月の２段階で課税標準を見直すものであります。

次に軽自動車税関係でございます。附則第１５条の２では、昨年１０月の消費税増税に伴い、本年９月３０日まで、環境性能割が臨時的に１％軽減されておりますけれども、令和３年３月３１日まで６か月延長とする改正でございます。

次に、その他関係でございますが、法律改正に合わせ、５７ページでは平成３１年度改正条例、５８ページでは平成２７年度から平成３０年度までの改正条例の規定を記載のとおり改正するものでございます。それぞれ改正に係る施行日については、表の右端に記載のとおりとなります。なお、この条例は公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

道高議員。

○６番（道高 勉君） 税の関係ってなかなか難しいんですけど、ちょっと教えていただきたいんですけども、附則第２４条の要するに新型コロナウイルス感染の影響で収入に相当の減少があり、納税が困難である事業者などに対して、納期限から１年以内に限り徴収猶予できるということで４月３０日施行となっております。これはあくまでも、令和２年度の例えば町民税だとか、そういう事に対しての猶予というふうになるかと思うんですけども。それで収入に相当の減少があるっていうのは、これはどういう基準というのかな、今、持続化給付金と言いますか、国の制度とかそういった事業の該当者に対するこういった減免と言いますか、猶予っていうことの制度なのか、その辺ちょっとお伺いしたい。

○議長（真柄克紀君） 税務課長。

○税務課長（濱登幸恵君） ただいまのご質問でございますけれども、相当の減少と言いますのが、前年同期からおおむね２０％と国のほうから示されている基準でございます。令和２年２月からの期限までの一定の期間とございますけれども、１カ月以上、その期間の中で１カ月間の前年同期と比べて金額が２０％減少している場合に対象となりますけれども、今回のコロナウイルスの感染症に対しては、おおむねとこの言葉がついてるように、その状況も事業者さんの減少したという内容も個別に変わってくると思いますので、ご相談の内容によっては２０％に至らない場合もあるかもしれないですけども、目標の基本の数値はおおむね２０％と判断をするようにという、そういう内容でございます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 本当に厳しい状況っていうことが町内でもあるということで、午前中の資料の、商工会で調べた影響というのがこんなにあるという中で、そういうことで、町内の中でそういう事業についての指導だとか、そういう相談体制をしっかりと構築していただきたいというふうに思います。その辺の対応はどうなりますか。

○議長（真柄克紀君） 税務課長。

○税務課長（濱登幸恵君） 今回の徴収猶予の特例についてですが、来年1月30日までに特例としている内容としては、まずは猶予に対する担保が不要だということと、延滞金が全額免除であるということなんですけども、この納税の猶予という制度自体は、今回の特例以外でもコロナウイルス感染症対策ではなくても、体を壊してしまったりだとか、何らかの理由で事業が続かなくなったというような場合の納税相談の場合も徴収猶予という方法を相談の内容によってお受けしてますので、この期間、過ぎてからでも納税猶予のご相談というのは、常時受け付けて対応してまいりたいと思ってます。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第6号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、議案第6号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第6号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、課税限度額等が改正されたことから本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱登税務課長。

○税務課長（濱登幸恵君） それでは、せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。この度の主な改正については、保険税負担の公平性の確保及び低所得者の保険税負担の軽減を図るため、課税限度額の見直しと軽減措置の見直しが行われ、国に準じて改正するものであります。

それでは64ページの概要によって説明をさせていただきます。最初に課税限度額の見直しについてでございます。基礎課税額に係わる課税限度額を現行の61万円から63万円に、介護給付金課税額に係る課税限度額を現行の16万円から17万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に軽減措置の見直しについてでございます。低所得者に対する軽減措置の拡充として、5割軽減の対象となる世帯について、軽減判定所得額を現行の28万円から28万5,000円に、また2割軽減の対象となる世帯については、現行の51万円から52万円に、それぞれ引き上げるものでございます。また62ページの新旧対照表に戻っていただきまして、附則の第7項及び第8項の改正につきましては、土地基本法の一部を改正する法律附則第1項第1号の規定に基づき条文を整理したものでございます。

以上が主な改正内容でございます。

附則として第1項の施行期日について、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし附則第7項及び第8項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものでございます。第2項の適用区分では、改正後のせたな町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第7号

○議長（真柄克紀君） 日程第15、議案第7号せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第7号せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、連携施設等の確保の見直しが必要となることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは、議案第7号せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。このたびの条例改正は、国の子ども・子育て会議でまとめられました子ども・子育て支援制度施行後5年の見直しに係る対応方針におきまして、さまざまな対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所の卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされ、加えて保護者の疾患や障害等により、養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すべきとされたところでございます。これを受けまして、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、本町で定める条例につきましても、国の基準に倣い改正するものでございます。

議案書の68ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。右側が改正前、左が改正後となります。第1条せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第42条では、特定教育・保育施設等との連携について規定されておりますが、改正後の第4項では、次のいずれかに該当する場合として、第1号では、保育の事業に対する利用調整を行うにあたり特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱うなどの措置を講じている場合、第2号では、特定地域型保育事業者による連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合、これらに該当するときは、特定地域型保育事業者による保育の終了に際して、引き続き教育保育の提供について連携協力を行う認定こども園や保育所を適切に確保しなければならないとする規定を適用しないことができると規定しております。第5項は、国の

基準改正に伴う文言の整理を行ったものでございます。

69ページをご覧ください。第2条は、せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

第6条は、保育所等との連携について規定されておりますが、改正内容につきましては、先ほど説明したせたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、改正後の第42条第4項及び第5項の内容と同様でございますので、説明を省略いたします。

次に第23条は、職員についての規定であります。国の基準改正に伴う文言の整理を行ったものでございます。

70ページをお開き願います。第37条は、居宅訪問型保育事業についての規定であります。改正後の第4項では、保護者の疾患や障害等により、養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施について加えるものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（真柄克紀君） 日程第16、議案第9号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第9号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の改正に伴う介護保険料の減額賦課に係る規定の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者等に対する介護保険料の減免の

取り扱い等に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） はじめに改正の趣旨でございますが、一つは、昨年に引き続き低所得者の保険料の軽減強化を図るため、介護保険法施行令が改正されたことから同様の軽減措置を講ずるものであります。

またもう一つは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響による保険料の減免に対する基準が示されたことから減免規定を整備するものであります。それでは新旧対照表によりご説明をいたします。

81ページをお開き願います。まず第5条では、第2項から第4項までの令和元年度から令和2年度までの各年度を令和2年度に改め、保険料率については、第2項では、第1項第1号に掲げる保険料を1万8,810円を1万5,050円に軽減し、同じく第3項では、第2項と同様に、第1項第2号に掲げる保険料を3万1,350円から2万5,080円に軽減し、同じく第4項でも第2項と同様に、第1項第3号に掲げる保険料を3万6,370円から3万5,120円に軽減するものです。

次に第11条では、82ページにかかりますが、第1項で第1号から第3号までを保険料の減免規定を国の参考例に合わせて、第1号から第4号までに改正をするものであります。

次に83ページにかかりますが、附則に新たに第13項と第14項を追加するもので、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免に係る規定を盛り込んだものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、本年4月1日からの適用とすることとし、経過措置として第2項では、改正後の第5条の規定は、令和2年度の保険料から適用することとし、第3項では、改正後の第11条附則第13項及び第14項の規定は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、普通徴収の方法によって徴収する納期、又は特別徴収の方法によって徴収する日が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にあるものの減免について適用することを規定したものでございます。

以上で、せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 10 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 17、議案第 10 号土地の無償貸付についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 10 号土地の無償貸付についての提案理由を申し上げます。
社会福祉法人北檜山恵福会に無償貸付している町有地について、本年 6 月 30 日をもって契約期間が満了となることから引き続き無償貸付するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 土地の無償貸付について議案の 86 ページによりまして説明をさせていただきます。このたびの土地の無償貸付にあたりましては、ただいま佐々木副町長から申しあげましたとおり、これまで無償貸付していた町有地につきまして、本年 6 月 30 日をもちまして契約期間が満了となることから、引き続き無償貸付をするものでございます。

1 として、無償貸付する土地については、所在が、久遠郡せたな町瀬棚区本町 504 番 2、地目は宅地、地積は 2,611.87 平方メートルです。

2 として、無償貸付する期間については、令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 5 年間としたところであります。

3 として、無償貸付の相手方については、久遠郡せたな町北檜山区豊岡 337 番地 1、社会福祉法人北檜山恵福会理事長、酒井誠一でございます。

以上で、土地の無償貸付についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 11 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 18、議案第 11 号権利の放棄についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 11 号権利の放棄についての提案理由を申し上げます。アイヌ民族の遺骨について、民族共生象徴空間内の慰霊施設へ集約するため、当町所有の遺骨についての権利放棄を求められたことから、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 内容の説明を求めます。

教育委員会丹羽事務局長。

○教育委員会事務局長（丹羽 優君） それでは議案書その 3 の 87 ページでございます。権利の放棄についてご説明いたします。権利の内容については、セタナイチャシから出土した埋蔵文化財でアイヌ民族の遺骨の所有権及びその他一切の権利であります。当該遺骨を民族共生象徴空間、通称ウポポイ内の慰霊施設に集約するため権利の放棄について、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 諮問第 1 号

○議長（真柄克紀君） 日程第19、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由の説明をさせていただきます。人権擁護委員の任期満了に伴い、次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所は、久遠郡せたな町大成区都91番地2、氏名、名平継義、生年月日、昭和28年5月15日生まれ、67歳でございます。

次のページには、経歴書を載せてございます。ご覧いただきたいと思います。

説明は以上です。

よろしくお願いします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本件についてこれを適任と認め、答申したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本件は、これを適任と認め答申することに決定いたしました。

◎日程第20 調査特別委員会の設置

○議長（真柄克紀君） 日程第20、せたな町議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

新型コロナウイルス感染症に係わって地域経済の立て直しなど、さまざまな課題対策調査のため、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、全議員で構成する新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで継続設置し閉会中も継続調査することにしたいと思います。

これについてご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、全議員で構成する新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を設置し、調査終了まで継続設置し閉会中も継続調査とすることに決定いたしました。

直ちに新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を設置いたします。

ここで新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会は、別室において正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 1 0 分

再開 午後 4 時 3 4 分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

これから諸般の報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたのでその結果を報告いたします。委員長に私、真柄克紀、副委員長に菅原義幸議員、以上のとおり互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 1 意見書案第 1 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 2 1、意見書案第 1 号子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・30 人以下学級の実現に向けた意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○3 番（本多 浩君） 意見書案第 1 号について提案理由を説明いたします。

義務教育費国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に縮小されたことで、期限付採用や非常勤教職員が増加している中、教職員定数改善計画は実現されず、2020 年度においても、要求数の 40.76% のみの定数増しとなっております。また教職員の超勤、多忙化解消は不可欠であり、そのために 30 人以下学級の早期実現を図り、教育環境の整備等について声を上げていくことが必要と考えます。さらに教育現場での保護者負担は依然として減少していないため、保護者負担解消のために、国による教育予算の確保と拡充が必要と思います。

以上のことから 5 点について地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

議員皆さんのご賛同よろしく申し上げます。

（「よし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付されることに決定いたしました。

◎日程第２２ 意見書案第２号

○議長（真柄克紀君） 日程第２２、意見書案第２号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤等議員。

○１０番（平澤 等君） 意見書案第２号の説明をいたします。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成などさまざまな取り組みを進めてきたところである。

人工林資源が本格的に利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特別措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業、木材、産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実、強化を図ることが必要である。

よって、国は次の措置を講じるように強く要望する。

１、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業、木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること、以下２点。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき提出できます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第２３ 意見書案第３号

○議長（真柄克紀君） 日程第２３、意見書案第３号新型コロナウイルス対策にかかわる地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

熊野主税議員。

○５番（熊野主税君） 意見案第３号新型コロナウイルス対策にかかわる地方財政の充実強化を求める意見書を提出するにあたり、提出理由を述べさせていただきます。

今、地方自治体は、新型コロナウイルス感染症対策として地域住民に対して、緊急な対応を要する課題に直面しております。いまだ終息の見通せない長期化が予想されさまざまな対策が取られてきておりますが、４月３０日に成立した補正予算は、全国各自治体が必要とする財政需要に対応できる規模に至っておらず、これからの補正予算では、長期化が予想される新型コロナウイルス感染症対策に、国の責任において追加予算措置を含めた対応が不可欠であり、地方財政の充実、強化を求め、下記に付された３つの事項の実現を強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出します。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。

本案は、全員が賛成者となっておりますので、質疑、討論を省略し採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付されることに決定いたしました。

◎日程第２４ 意見書案第４号

○議長（真柄克紀君） 日程第２４、意見書案第４号新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉田実議員。

○１番（吉田 実君） ただいま上程されました意見書案第４号新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。

皆様ご承知のとおり相次ぐ大型自由貿易協定の発効により、我が国の農業は、農畜産物の国境措置が脆弱化し、外国産との市場競争に晒されているなど厳しい環境下に置かれております。また近年の自然災害の影響、新型コロナウイルス感染症の発生などさまざまなリスクを抱え、地域においても経済が疲弊し不安が高まっており、地域再生の取り組みが急務となっております。政府が今年３月、新たに策定した食料、農業、農村基本計画の推進には同基本法での理念のもと、

農村の振興は地域政策と産業政策の両輪のもと、実効性のある具体的施策が求められています。新型コロナウイルス感染症による地域経済への万全な対策とともに、一次産業を含めた農村地域の一層の振興を図るべく、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第25 発議第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第25、発議第1号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） お諮りいたします。

今定例会に付議された事件の審議はすべて終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上をもちまして令和２年第２回せたな町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後４時４４分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年7月20日

議 長 真 柄 克 紀

署 名 議 員 石 原 広 務

署 名 議 員 平 澤 等